

令和6年第3回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和6年9月11日（水） 午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 令和5年度 板野町土地開発公社決算状況の報告について
- 日程第3 報告第2号 令和5年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告について
- 日程第4 報告第3号 継続費精算報告について（文化の館整備事業）
- 日程第5 議案第1号 板野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 令和5年度 板野町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第3号 令和5年度 板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	2番	藤 田 千 穂 君
3番	大 西 裕 也 君	4番	楠 本 千 草 君
5番	太 田 良 和 君	6番	三 原 大 輔 君
7番	根ヶ山 昇 君	8番	奥 尾 周 二 君
9番	東 條 昭 二 君	11番	石 田 実 君
12番	水 口 昭 彦 君		

欠席議員（1名）

10番 松 浦 昶 君

説明のために出席した者

町 長	玉 井 孝 治 君	副 町 長	東 根 弘 幸 君
教 育 長	谷 川 健 二 君	総 務 課 長	高 橋 三 恵 君
税 務 課 長	三 木 正 文 君	福 祉 保 健 課 長	楠 本 剛 君
建 設 課 長	毛 登 山 悦 雄 君	水 道 課 長	松 浦 賢 治 君
環 境 生 活 課 長	末 岡 稔 久 君	会計管理者兼出納室長	山 本 敏 彦 君

下水道課長 晃 昇 政治 君 子ども家庭総合支援センター所長 吉 本 洋 時 君
住民課長 山 田 裕 子 君 産業課長 浅 井 直 美 君
教育委員会次長 井 上 健 君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 長 徹 君 議会事務局係長 村 上 愛 実 君

午前10時00分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。

板野町議会傍聴規則第8条の規定にあります、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、欠席等の届けが参っておりますので、御報告を申し上げます。10番松浦 昶議員・橋本代表監査委員が所用のため欠席をします。また、岡田人権コミュニティ課長が欠席をしております。ただいま、出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので8月30日に引き続き、再開をします。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

4番楠本千草議員・5番太田良和議員・2番藤田千穂議員・11番石田 実議員・6番三原大輔議員、以上の5名でございます。通告順に質問を許します。4番楠本千草議員。

〔4番（楠本千草君）登壇〕

○4番（楠本千草君） おはようございます。議長より、お許しを頂きましたので4番楠本千草、これより「小中学校でのAEDについて」一般質問をさせていただきます。

心停止状態の人に電気ショックを与えて救命する自動体外式除細動器、通称「AED」を一般の人が使えるようになって20年になります。板野町でも、各学校や公共施設また事業所に設置されて人命救助につながったケースがあると思いますが、一昨年2022年には、心停止の状態で搬送された816人のうち、一般市民によって電気ショックが施されたのは僅か8件、1%に満たず、使用率向上が課題となっています。

救命率は、心停止から1分ごとに約10%下がるとされ、救急車到着までに心肺蘇生手当がなされているかどうかが生死を分けるといわれています。私は、板野町消防団第5分団の一員として、1か月という短期間に2回AED講習を受けました。その時に心肺蘇生をして助かった命、助からなかった命の実話を元にした動画を見て、また、実際にAEDの使い方を学んでAEDを使う勇気を持つこと、使うことが命を守ることにつながると心から思いました。

そして、一方では、短期間での講習だったにもかかわらず、2回目の講習でも、講師の方の指導がなければ、手順どおりに心肺蘇生ができませんでした。実際に心停止の人が目の前にいたらパニックにならずに心肺蘇生を行うことができるのかと疑問に思いました。その講習を踏まえて現在の小学校と中学校に通う生徒たちの命を守る活動の一環として、AEDへの取組について4点質問をいたします。まず1点目、小中学校のAEDの設置状況を教えてください。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 4番楠本千草議員さんの御質問の「小中学校でのAEDについて」の1点目についての御質問に答弁をさせていただきます。

はじめに「AED」について、御説明をさせていただきます。「AED」とは、日本語で「自動体外式除細動器」と呼ばれる高度管理医療機器のことです。具体的には、何らかの要因により、心臓がけいれんして、全身に血液を送ることができなくなった状態になった場合にAEDを使用することで、心臓の状態を自動的に解析し、必要に応じて電流による電気ショックを与えることで、正常な心臓のリズムに戻すための救命活動を行う医療機器のことです。

以前は、医師など限られた人しか使用が認められておりませんでした。一般の方でも使用が可能となっております。本町におきましては、大坂分校を含む各小学校に1台ずつ職員室又は保健室に設置をしております。

また、中学校においては2台、職員室と同じ敷地内にある武道館に設置しており、併せて玄関などにもわかりやすく看板で設置箇所を表示をしております。そのほか、教育委員会部局では、学校以外にも各幼稚園・健康の館などに10台、設置をさせていただいております。

なお、学校におきましては、不測の事態でこれまでにAEDを使用したことはございません。

以上で、4番楠本千草議員さんの1点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 楠本千草議員。

〔4番（楠本千草君）登壇〕

○4番（楠本千草君） AEDの御説明もありがとうございます。各小学校に1台、また、中学校には2台、設置場所を看板で表示しているということですが、実際に置いている場所に生徒たちが行って、「ここにAEDがある。」「この機械は、命を救う機械だ。」ということを生徒たちがしっかりと認識できるような取組もしていただきたいと思います。

また、不測の事態でこれまでにAEDを使用することがないということですが、それを踏まえて、2点目の質問が「教職員の方を対象としたAEDを含む心肺蘇生実技講習の実施状況」、3点目の質問が「生徒への啓発と講習は行われているのか。」2問目・3問目、併せて御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 4 番楠本千草議員さんの御質問の「小中学校での A E D について」の 2 点目・3 点目の御質問につきましては、一括して答弁をさせていただきます。

不測の事態において、A E D を使用する場合には、電極パッドを取り出し、音声ガイダンスが流れ、その音声ガイダンスに従いますと、誰でも操作ができるようサポートをしてくれますが、実際に使用する際には、命に関わる非常に緊迫した状況が想定されることから、各小学校においては、毎年、迅速かつ適切な A E D の使用ができるよう、西部消防署の救命士の方などに来ていただき、6 年生と教職員及び保護者を対象にして、使用方法や心臓マッサージなどについて、講習会を実施しております。

また、中学校におきましては、教職員については、講習会などで訓練を重ねており、2 年生では、保健体育の授業において、心肺蘇生の中で A E D について学習をしております。

以上で、4 番楠本千草議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 楠本千草議員。

〔4 番（楠本千草君）登壇〕

○4 番（楠本千草君） はい、ありがとうございます。講習会、小学校では 6 年生と教職員・保護者の方。中学校では教職員の皆さんは訓練を重ねて、中学校の生徒は 2 年生の保健体育で学習しているということですが、小学校高学年から中学校では、野球やサッカーなど部活動をしている生徒たちが数多くいるので、そうした生徒たちにも部活動ごとに講習の機会を設けてもらえるように今後、検討をしていただきたいという思いも込めて 4 点目の質問です。今後の取組について、御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 4 番楠本千草議員さんの御質問の「小中学校の A E D について」の 4 点目の御質問に答弁をさせていただきます。

今後につきましても、不測の事態に対応できるよう A E D のバッテリー・付属品の確認など日常点検を徹底することは、もちろんのこと、教職員については、緊急時でも迅速かつ適切に対応するために訓練の頻度を上げ、ちゅうちょなく使えるように使用方法・手順などを再確認し、緊急時の実践力の向上を図っていきます。

また、状況によっては、先生がいない場合も想定されることから 6 年生の児童及び生徒を対象に今後も機会を捉え、実践的な講習などを実施し、不測の事態に対応できるよう努めてまいります。

以上で、4 番楠本千草議員さんの 4 点目の御質問の御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 4 番楠本千草議員。

〔4 番（楠本千草君）登壇〕

○4 番（楠本千草君） はい、御答弁ありがとうございます。バッテリーや付属品の電源確認、教職員の皆さんの訓練の頻度を上げる取組、また、6 年生の児童や広く生徒たちを対象とした実践的

な講習会を実施する方向で取り組んでいくことがわかりました。ありがとうございます。

心臓が止まっている人がいれば一人で助けようとせず、応援を呼んで救急車を呼んでAEDを使う。この簡単なようで、勇気のいる行動が「いざ」という時にできる教職員の方たちと生徒を増やす講習会や勉強会を、また、電気ショックを与えるということは感電の危険性もあります。感電しない安全な使い方の講習会や勉強会をこれから数多く実施できる環境づくりに、なお一層、取り組んでいただけますよう、お願いいたしまして一般質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、4番楠本千草議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、小休します。

午前10時14分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時15分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休に引き続き、一般質問を再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 5番太田良和議員。

〔5番（太田良和君）登壇〕

○5番（太田良和君） おはようございます。ただいま、議長より許可を頂きましたので、5番太田良和が一般質問をさせていただきます。今回が初めての一般質問なので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大きく二つの事項について、質問をさせていただきます。まず最初に、現在、板野町のごみ処理施設は、皆様方も御存じのとおり、来年7月をもって移転をしなければいけない状況になっています。しかしながら、新ごみ施設の完成予定は2年8か月先となっており、その間のごみ処理を山口県の萩市にお願いせざるを得ない状況であり、運営費等も大きな負担となっています。今現在、板野町の可燃ごみの総重量は3,835tと聞いておりますが、そこで、ごみ処理に対し、分別・リサイクル・減量の対応について、お伺いいたします。

まず最初に、分別とリサイクルを行うことで、可燃ごみの削減を図る観点から板野町においては、補助事業として回収団体への報奨金制度がありますが、現状はどのようなになっているのかを具体的に説明を求めます。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。私の方から答弁を申し上げさせていただきます。5番太田良和議員さんの「ごみ処理に対する分別・減量・リサイクルの対応について」の1点目の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

資源ごみ回収団体への報奨金制度につきましては、平成4年度から報奨金交付の実施をさせてい

ただいているところでもございます。そして、平成14年度から報奨金の金額を見直しを行いをしていただきました。この資源ごみ回収実施要綱につきましては、ごみの減量化とリサイクルの活動の推進を目的とし、回収団体の届出をしていただいた町内にある親子会や自治会等の住民団体が新聞・雑誌などの古紙類や、衣類またアルミニウム缶やスチール缶、そういう空き缶類を回収し、業者へ引き渡した場合に、その売却代金とは別に1kgにつき7円、アルミニウム以外の金属を回収した場合には1kgにつき5円、びん類を回収した場合には1本当たりにつき4円の報奨金を交付する制度でございます。

令和5年度の実績では、町内に25団体が報奨金制度を利用いただいているわけでございますけれども、合計金額といたしまして64万2,520円の交付をさせていただいております。ごみ処理には膨大な費用が必要となるため、少しでもごみ減量とリサイクルにつなげるため、令和7年度からは、全ての品目におきまして5円値上げをさせていただきます。少しでもごみの減量ということで、そういった観点から値上げをさせていただこうと思っているわけでございます。

そして、それぞれのいわゆる団体、自治会とかいろいろあるわけでございますけれども、自治会の中でも、少し小さな自治会でもそういったことを受付をさせていただいたらということも考えております。内容につきましては1kgにつき、新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・アルミ缶につきましては7円のところを12円に、スチール缶につきましては10円、びん類は1本当たりにつき9円を報奨金として交付するよう制度を見直しをいたします。

今後におきましては、町民の皆様はこの制度を知っていただき、ごみの減量・リサイクルに御理解・御協力いただけますよう、広報紙、また、このA Iテレビ・板野町ホームページで周知をしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。特にこれからのいわゆる先ほど御質問にございました2年8か月ということは、山口県の方へ排出をするわけでございます。少し膨大な、なにが必要となるわけでございます。1kg当たり今現在が54円のいわゆる処理料でございますけれども、今、阿波市の方では84円という、そういった新聞報道もあったわけでございます。それを少しでも少なくするということを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、議会議員皆様方におかれましても、そういった点、次年度予算ということで、御議決を賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、以上で、5番太田良和議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田議員。

〔5番（太田良和君）登壇〕

○5番（太田良和君） はい、町長自らありがとうございます。ちょっと私が調べさせていただいたことを皆様方に御報告させていただいて、参考に是非、していただきたいと思うんですけど、先ほど、町長の方から5円上乗せをしていただけるということで、非常に前向きな回答を頂きました。

実は、アルミ缶においてはですね、500ccのアルミ缶で16.8g、350ccのアルミ缶で

13. 8kg、よって1kgを回収するに当たっては60本から70本が必要となることがわかりました。そして、購入業者に確認しますと、日替わりで1kg 50円から200円が相場であるということでございました。再度、私も確認をしたところ、ある業者は現在1kg 170円で回収をしているということでした。この170円を回収していただいて、団体の方に注入があつて、プラスアルファ、町の方から10円プラスアルファになるということで、非常に活動費としては良いことだなというふうに思っていますので、今後とも前向きな検討を是非、お願いしたいと思います。

また、現在、活動していただいています地域住民の皆さん方には、お礼を申し上げるとともに先ほど、町長からもありましたように、他地域での回収意欲が拡大するような、前向きな告知をお願いしたいというふうに思っていますので、是非、よろしくお願いいたします。

次に、減量の観点から生ごみは、可燃ごみの中では約40%を占めていると報告を聞いていますが、大半が水分と認識しております。そこで、板野町では、生ごみ処理機購入補助事業を行い、乾燥させて可燃ごみ肥料としています。成果と課題について、御説明を求めます。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 5番太田良和議員さんの「ごみ処理に対する分別・減量・リサイクルの対応について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

生ごみ処理機購入事業補助金については、平成12年度から補助金交付を行っております。一般家庭から排出される生ごみの自家処理を目的として、電気式は最大2万円とした購入金額の半額を、屋外据置式は、JAグリーンあぐり板野で購入した場合に限り、本体は購入金額の半額、処理促進用菌類の場合は、購入金額の30%を交付する事業となっており、電気式は1世帯につき1台、屋外据置式は1世帯につき2台までとなっております。

平成12年の制度開始から現在まで187台の申請を頂き、274万7,157円の補助金を交付しております。今後の課題といたしましては、まず、町民の皆様に広報紙や板野町ホームページで周知を行い、この制度を知っていただくよう努力していきたいと考えておりますので、町民の皆様には、ごみの減量・リサイクルに御理解と御協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

なお、この事業につきましても、令和7年度から補助金額の引上げを行い、電気式は購入金額の3分の2、上限3万円とし、屋外据置式本体も、購入金額の3分の2を補助する方向で検討しております。以上で、5番太田良和議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田良和議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） はい、御答弁、誠にありがとうございます。ここでも2万円から3万円に増額するというお話を聞きましたので、これ以上、私が何を言うことはございませんが、購入台数は187台だったということで今、板野町には5,300世帯という大きな世帯を持っています。率からいうと、非常に少ないような状況なものですから、それを改善していくように是非、お願い

したいなというふうに思っています。

私も実は、生ごみ処理機をネットで確認させていただきましたところ、一番人気のいいのは5万5,000円くらいから12万7,600円くらいで、削減率は77%から99%を水分を取るといような機械でございました。しかし、維持費として電気代は20円から65円、1日掛かると明記されておりました。普及を促進するための補助事業の拡大をしていただくに、補助金だけではなく、いろんな意味で町民の皆様方にPRをしていただき、少しでも負担を少なくしていただけるような事業として成り立たせていただきたいなというように思っていますので、是非、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、現状の確認は十分させていただいたつもりでありますし、来年度からいろんな意味で上乘せをしていただくということが理解できました。早急に、課題を更に抽出して行政と町民が分かち合えるような政策を実現していくために、最後の質問になります。

新ごみ処理施設の整備が整うまでの間に、ごみの減量・リサイクル対策の方針について、説明を求めます。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

〔環境生活課長（末岡稔久君）登壇〕

○環境生活課長（末岡稔久君） 5番太田良和議員さんの「ごみ処理に対する分別・減量・リサイクルの対応について」の3点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

板野町のごみは、吉野川市・阿波市・上板町・板野町の2市2町で構成する中央広域環境施設組合として、平成17年8月から阿波市の中央広域環境センターで処理を行っていますが、地元との協定により稼働期間は20年となっており、令和7年8月以降は処理を行えません。

現在、新ごみ処理施設の整備に遅れが生じ、令和10年4月の稼働予定まで2年8か月の間は、現施設の一部を積替保管施設として使用し、令和7年8月以降、組合から脱退する吉野川市を除く1市2町で集めたごみを県外へ搬出し、処理する予定でございます。

「第五期徳島県廃棄物処理計画」では、徳島県の目標値は、家庭用ごみ量が一人1日当たり605gとなっており、令和5年1月から12月までに板野町から搬出された一般家庭のごみ量は3,057tで、町民一人1日当たり約647gでした。県の目標値である605gまで町民一人1日約40g削減できれば、年間で約200tの削減となります。

板野町では、町民の皆様に分別していただいた、ごみにつきましては、可能な限りリサイクルをしております。大型複合ごみや小型複合ごみに関しては、回収したごみを全てプラスチック類・金属類・木くず類などに分解・分別をして、リサイクルしています。

また、昨年度からペットボトル回収ボックスを町内3か所に設置させていただき、ペットボトル回収に関して利便性を上げることにより、回収率の向上につなげております。

先ほど、回答させていただきました、資源ごみ回収団体報奨金制度や、生ごみ処理機購入事業補助金に関しましては、ごみの減量及びリサイクルにつながるため、町民の皆様が利用しやすいよう



制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、板野町指定ごみ袋に取っ手を付ける手提げ袋化につきまして、ごみ出しや収集作業の利便性の観点から来年度以降、まずは「燃やせるごみ袋」から準備を進めているところでございますので、今後、なお一層のごみ減量・リサイクルに御理解と御協力をお願いいたします。

以上で、5番太田良和議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田良和議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） ありがとうございます。的確で非常に前向きな回答を頂き、誠にありがとうございます。是非、みんなで力を合わせて板野町のごみを減量していき、リサイクルを是非、考えていきたいなというふうに思っています。また同時に、一日でも早い新ごみ施設の完成はもちろんのことですが、町民一人一人が意識を持って可燃ごみを優先し、分別・リサイクル・減量ができるように政策を充実させていってほしいなというふうに思います。

少し、ここでお願いがあります。施策を立てると、その施策がいつまでも続くという異常に変な傾向が続いております。プランを立てて目標を設定し、実行する。実行すれば必ず成果が現れます。その成果をチェックしていただいて、再度プランを立てるというサイクルを是非、回していただきたいなというふうに思っていますので、是非、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

引き続きまして、次に「板野町鳥獣被害防止対策について」ですが、猿・イノシシ等の威嚇を感じながら不安な日々を送っている地域住民の皆さん、地域においては、児童・高齢者の威嚇など、また、農作物の被害があると確認しております。そこで、令和4年度に作成された「鳥獣被害防止計画」に記載されている「猟友会と委託契約を結ぶ。」とありますが、詳細を確認したい。

また、その中で課題とされている高齢化等により捕獲従事者が減少しているため、担い手の確保が課題とされている対策は、できているのかの説明を求めます。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

[産業課長（浅井直美君）登壇]

○産業課長（浅井直美君） 5番太田良和議員さんの御質問の「板野町鳥獣被害防止対策について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、板野町における有害鳥獣としまして、主にイノシシと猿が挙げられますが、これらの対策としまして有害鳥獣から農地を守る「侵入防止対策」と、有害鳥獣を捕獲し、駆除する「有害鳥獣捕獲」といった、大きく分けて二つの取組を行っており、このうち、有害鳥獣捕獲につきましては、農作物被害のほか人身被害の未然防止を目的とし、猟友会と委託契約を結び、有害鳥獣の捕獲を実施しております。

委託契約の詳細について申し上げますと、委託先は、中板地区猟友会員のうち、板野町に住所があり、かつ有害鳥獣捕獲に御協力いただける8名で組織された中板地区猟友会(板野班)であり、委

託内容としましては、ハンター保険への加入と実績報告の提出などを条件に有害鳥獣の捕獲・駆除に加え、有害鳥獣捕獲許可期間外における有害鳥獣の追い払いへの協力等となっております。

また、有害鳥獣捕獲に関する課題としましては、高齢化等による捕獲従事者の減少から担い手の確保が必要であると考えておりますが、この10年で有害鳥獣捕獲に御協力いただけるハンターが増加していることに加え、年齢につきましても、ハンター8名のうち3名が40代であることから、少しずつではありますが、改善傾向にあるのではと考えております。

しかしながら、改善傾向にあるとはいえ、担い手の確保は今後も必要であることに変わりはないことから、若年層でも有害鳥獣捕獲に御協力いただけるような仕組みなどについて、猟友会とも協議を重ねていきたいと考えております。

以上で、5番太田良和議員さんの1点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田良和議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） 丁寧な御説明、誠にありがとうございます。そこで、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。猿の捕獲について、猟銃での捕獲とともに空砲の追い払いをするという契約を結んでいるということがありましたが、具体的なスケジュール化は考えていらっしゃるのか御説明をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

[産業課長（浅井直美君）登壇]

○産業課長（浅井直美君） 5番太田良和議員さんの御質問の「板野町鳥獣被害防止対策について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の御質問への答弁で申し上げたことと一部重複いたしますが、有害鳥獣捕獲につきましては、猟友会と委託契約を結び、御協力をいただきながら有害鳥獣の捕獲を実施しております。

委託先の中板地区猟友会（板野班）には、有害鳥獣の捕獲・駆除に加え、有害鳥獣捕獲許可期間外における有害鳥獣の追い払いをお願いしておりますが、有害鳥獣捕獲期間内においては、空砲での追い払いについても実施していただいているところです。このため、猿が出没した際には、猟銃による駆除を依頼し、また、桃やぶどうの収穫時期においては、猿が農地へ近づかないよう一定期間ではありますが、空砲での追い払いについても、実施していただいております。

しかしながら、猿が出没する時間や場所が一定でないことに加え、ハンター自身が個人の仕事をしながら有害鳥獣駆除に御協力いただいていることから、猟銃での捕獲とともに空砲での追い払いについて具体的にスケジュール化することは、困難であると考えておりますが、スケジュール化につきまして、猟友会へ御相談させていただければと思います。

以上で、5番太田良和議員さんの2点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 5番太田議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○５番（太田良和君） スケジュール化が少し厳しいようなので、そのスケジュール化ができる可能性を探っていただきながら、次の対策を練っていただきたいなというように思いますので、是非、よろしくお願いいたします。一応、捕獲計画というのが令和５年から７年の間にイノシシは２００頭・猿は１０匹・カラスは１００頭、捕獲するというような計画を立てておりますので、その計画に向けて今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。対策として、川端地区においては、大型捕獲檻を設置しています。成果はあったのか、また、費用対効果について大坂・吹田の地区も設置する予定はないのか、の説明を求めます。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

〔産業課長（浅井直美君）登壇〕

○産業課長（浅井直美君） ５番太田良和議員さんの御質問の「板野町鳥獣被害防止対策について」の３点目の御質問に答弁をさせていただきます。

現在、川端地区に設置してある大型捕獲檻につきましては、平成２７年度に猿の群れ捕獲に向け、事業費約１８０万円を掛けて設置したものととなります。この大型捕獲檻について、少し説明をさせていただきますと、幅：８ｍ 奥行き：１６ｍ 高さ：３ｍといった大ききで側面を囲い、天井部には何もなく完全に空いている構造のため、猿が天井部から侵入すると、外に出られず捕獲が可能という仕組みのものとなります。

次に、大型捕獲檻による捕獲実績につきましては、平成２７年度に２頭、平成２８年度に１頭、令和２年度に１頭、そして、令和３年度に初めて２２頭という群れ捕獲に成功したものの、その後は令和５年度に３頭となり、平成２７年度から令和５年度までの９年間で、計２９頭という結果となっております。

大型捕獲檻につきましては、設置場所や捕獲時期が限られること、また、設置費用や管理方法など、様々な面から考慮する必要があると考えておりますが、これらの課題につきまして、地元協力が得られる場合につきましては、大型捕獲檻の設置について、検討したいと考えております。

以上で、５番太田良和議員さんの３点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） ５番太田良和議員。

〔５番（太田良和君）登壇〕

○５番（太田良和君） はい、御説明ありがとうございます。今現在、川端地区での檻の話聞かせていただいて、やはり自然を相手にするということで非常に厳しいというか、成果がなかなか現れていないというのが目に浮かんでくるような気がしました。しかしながら、板野町は自然に恵まれておりまして、地域によっては山間部に面した地域がございます。その人たちの安全安心を守っていくためにも、今後も継続して是非、よろしくお願いしたいと思っております。

例えば、こういうことを少し考えていただきたいんですが、先ほど困っている人がいれば、猟友会にお願いしてやりますよ、というお話を頂きました。そういった中で、大坂には分校というのが

ありまして、子どもたちを守っていかなければいけないという役目がございます。その分校の周りに電気柵を設置して子どもたちを守っていく、若しくは、他の地域でも、この地域だけは守ってもらいたいだとか、果樹園地域においても毎年大きな被害が出ているというような所には、再度チャレンジをしていってもらおうというようなことを是非、検討していただきながら次の課題を見つけて、新しい施策を打っていただきたいなというように思っておりますので、是非、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、「鳥獣被害対策実施隊」に関する事項で「鳥獣対策実施隊を結成する。」とありますが、現状どのようなになっているのかについて、説明を求めます。また、その業務は、町長が任命した職員であるが、基準となる項目があるのかを付け加えていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

[産業課長（浅井直美君）登壇]

○産業課長（浅井直美君） 5番太田良和議員さんの御質問の「板野町鳥獣被害防止対策について」の4点目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、板野町では、有害鳥獣被害防護柵の設置及び板野町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、平成23年度に板野町鳥獣被害対策実施隊を設置しております。板野町鳥獣被害対策実施隊の現状につきましては、隊員は役場産業課の職員7名で構成しており、具体的な活動としまして、ハンターと協力して捕獲檻の設置や移動を行うほか、住宅街に出没した鳥獣の追い払い、また、町が支給した被害防護柵を地元が設置する際の指導など、鳥獣被害防止対策に務めています。以上で、5番太田良和議員さんの4点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 太田良和議員。

[5番（太田良和君）登壇]

○5番（太田良和君） はい、4点とも御説明、誠にありがとうございました。非常に厳しい対策とは思いますが、町民の皆さん方の御意見を聞きながら是非、被害のないような板野町にしていきたいなというように思っていますので、今後とも御協力をお願いします。

町の皆さん方にお頼みするばかりでなく、私どもも現場として声を上げさせていただいて、同時に、一緒になって今後とも取り組んでいきたいなというように思っていますので、御協力とアドバイスを是非、お願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、5番太田良和議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、小休します。

午前10時45分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時46分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。2番藤田千穂議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） おはようございます。議長より、お許しを頂きましたので、私より一般質問をさせていただきます。一つ目は、先日の全員協議会でも、少し御説明いただきましたが、「防災情報の発信について」お伺いしたいと思います。

去る8月8日に日向灘沖で発生した地震では、巨大地震の可能性が高まったと判断された場合に国民に準備を促す「南海トラフ地震臨時情報」「巨大地震注意」が初めて国から発表されました。

板野町において、津波被害は想定されていませんが、震源域に入っており、不安を抱える人も多かったのではないのでしょうか。ですが、同時に日頃の備えを見直したり、避難に関する情報を確認したりなど、防災意識を高めるきっかけにもなったのではないのでしょうか。

今回の巨大地震注意発表で多くの人々が不安を抱えたように、非日常時や災害時には、わからないことがストレスとなり、不安を抱えやすくなります。根拠のない、うわさや偽情報、誤った情報が広がりやすくなり、判断を間違えたり、いさかいにつながったりすることが考えられます。少しでも不安を解消し、日常に近い精神状態を保つために、身近で信頼できる情報が不可欠です。

現在、徳島県では、県公式のLINEで防災情報を発信しています。今回の巨大地震注意に関しても、情報発信が頻繁にありましたが、県全体に向けての広域発信のため、自分たちの町は、どうすればよいのかというのが、ややわかりにくく、不安を感じたようにも思います。

大地震などが発生した場合には、ライフラインとなる給水車の情報や救援物資の情報・道路の復旧状況など、板野町独自の情報が人々の不安を解消し、避難生活の支えや復興の足掛かりになると考えられます。現在は、平常時には、町のホームページや防災マップ・広報紙の「すがお」など、また、緊急時には、防災メールや防災行政無線・A I テレビなども活用し、広く防災情報を発信されているかと思います。ですが、定期的に身近なツールで情報を発信することで板野町の防災計画を浸透させ、災害時にもなるべく不安を増大させることなく、冷静な行動につなげることができると思います。このことから、幅広い世代で利用者が多いLINEを介しての情報発信が望ましいのではと考えます。つきましては、防災情報や災害時の情報をより身近に届けるために、LINEを活用した板野町独自の防災情報を発信する予定があるか、お聞きしたいと思います。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 2番藤田千穂議員さんの御質問の「防災情報の発信について」の1点目の御質問に対し、御答弁をさせていただきます。

8月8日に日向灘沖で発生した地震の翌日、ハザードマップを取りに来られる方や、地域の避難所がどこになるのかなど、多くの問合せを頂きました。また、先週7日に実施をいたしました防災

訓練には大勢の方の御参加をいただき、改めて防災への意識の高まりを感じたところでございます。

8日の地震発生後、町からは、日頃から備えている備蓄品の確認、避難所への経路の確認などについて、防災行政無線やホームページを通じて町内全域に情報発信を行いました。

現在、町からの主な防災情報の発信方法につきましては、町内全域に情報発信を行うことができる防災行政無線、それと連携をした板野町メール配信サービス・ホームページ・公式SNSがあり、更には、徳島県内全ての自治体が活用しております、災害時情報共有システムにより、町の情報を入力することで、リアルな板野町避難情報・避難所開設情報などがテレビで流れたり、板野町の情報がお持ちの携帯電話を通じて、エリアメール・県公式LINEなどへ同時発信を行うことが可能となっております。また、平時から災害時まで活用できるよう、防災関連情報として、日頃からの備え・情報伝達手段の御案内・気象情報・ライフラインに関する情報・道路交通情報・災害用伝言サービスなど、各種有用な情報リンク先やアプリなどをまとめてホームページとX（旧のTwitter）にて信頼できる情報発信をしているところでもございます。

藤田議員さんの言われるように、LINEは、あらゆる世代に定着しており、災害時など緊急性が高い状況に適していることも承知をいたしておりますが、登録者数が伸びないであるとか、場合によっては、ブロック率の向上につながることなど懸案事項もございます。

また、大規模災害に備えた多様な情報発信と併せ、正確かつ迅速に町民の皆様に対し、情報を発信していく必要を認識いたしておりますが、そのためには、マンパワーと総合的な防災システムの導入が必要となってまいります。

今後、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層直下型地震などの大規模災害に備え、先ほども申し上げましたように、町民の皆様には正確かつ迅速に多様な情報を発信する手段として、総合的な防災情報システムの導入が必要不可欠だと考える中で、LINEにとらわれず町独自の情報発信を含めた防災DXへの取組として、既に事業所等から情報収集を進めておるところでございます。

なお、職員課長会におきましても、現在、緊急時には通話による連絡網を活用して連絡を取っておりますが、一斉に確実に情報伝達ができる手段として、LINEや専用アプリを活用した連絡体制を検討しているところでもございます。

以上で、2番藤田千穂議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2番藤田議員。

〔2番（藤田千穂君）登壇〕

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。総合的な防災システムの導入を御検討ということで、防災DXを進める上では、細かなシステムを入れるよりも、大きなシステムを入れて、町内・町外・庁舎内で住民にも、しっかり情報が通達できるようなシステムを検討していただきたいなと思います。その中で、やはりシニアの方々というのは、新しいシステムを登録したり、新しいシステムを見たりというのがとても、やはり難しいのかなというのを身近に感じております。

また、非常時にここを見てください、という形で登録するにも当たり、やはりなかなか難しいの

ではないかなというところも懸念点を感じます。なるべく日常に普段コミュニケーションを取っているツールを通じて情報が流れてくる、なるべく日常の中で情報がキャッチできるという環境を目指し、整えていただきたいと思います。また、実際にどのようなシステムになるかはわかりませんが、そのシステムが立ち上がったときに、しっかり広報をして皆さんにそのシステムを登録していただくというところが一番重要になってくるのではないかなと思います。

定期的に広報紙であったり、たくさんの方が集まる場所に行って、チラシだったりとかを配布したりするなど、定期的な広報を続けていただきたいと思います。私自身もSNS等で情報発信をしておりますので、普及や広報等に貢献できればと思っております。引き続き、御検討の方よろしくお願いいたします。

では、続きまして二つ目の質問に移ります。「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の活用について」お伺いいたします。現在、文部科学省では、学校が地域住民とともに目標やビジョンを共有し、地域一体となって子どもたちを育むために「コミュニティスクール」と呼ばれる学校運営協議会制度を制定しております。この制度では、「学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。」とあります。

板野で育つ子どもたちは、どの子も町にとって大切な宝です。学校や家庭だけでなく地域の力や声を学校教育に反映できる、この制度は素晴らしい取組だと感じます。子どもたちの可能性を考えると、どこの地域で生まれても、その子の可能性は無限大です。ですが、大人になるまでに、どのような人に出会い、どのような経験をし、どのような感動に触れてきたかによって、その子の未来は大きく変わります。つまりは、コミュニティスクールの取組が板野町の子どもたちの可能性を広げることに大きく関わってくるといえることです。子育て日本一を目指し、様々な取組や支援に力を入れてくださっている板野町でも、この制度を御活用いただいていることと思います。

つきましては、現在の活動状況をお聞かせください。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 2番藤田千穂議員さんの御質問の「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の活用について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

はじめに「コミュニティスクール」とは、学校運営協議会制度のことです。平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことにより、学校運営協議会の設置が努力義務とされました。これに基づき本町では、「地域とともにある学校づくり」のために令和2年度から3年度に掛けて、各幼稚園・各小学校・中学校において、学校運営協議会制度を導入いたしました。

なお、本町では「学校運営協議会」という名称で制度運営をしておりますので、以下、「学校運営協議会」での名称での御説明とさせていただきます。学校運営協議会は、地域の方の力を学校運営にいかすために設置し、教職員及び各PTA会長・学識経験者・各種団体の代表などの方で構成

をしております。

学校運営協議会のメリットといたしましては、「こんな子どもを育てたい。」「子どもたちや学校は、こんな課題を抱えている。」などを地域・保護者と学校が共有し、当事者意識を持って、学校を運営することで、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができ、校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会があることにより、地域との連携がそのまま継続されます。

また、社会全体で子どもたちを育てることで、子どもたちが地域の魅力や大切さを発見し、誇りや愛着を持つきっかけにもなります。各幼稚園と各小学校は合同で、中学校は単独で、毎年2回、学校運営協議会を開催しており、コロナ禍で書面開催とした年もありましたが、会議では園長・校長から学校運営方針や教育活動などについて説明を行い、運営協議会の委員の皆様からは、御意見や要望などを頂き、学校運営や教育活動にいかすとともに、次年度の学校運営などにも反映するよう努めております。以上で、2番藤田千穂議員さんの1点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 藤田千穂議員。

〔2番（藤田千穂君）登壇〕

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。制度が活用されていると聞き、安心いたしました。全国的に先生の働き方改革がうたわれる中、子どもたちのために時間をやりくりしていただき、御尽力をいただいていることに感謝いたします。

子どもたちが将来、自分たちの学校生活を振り返った時に、板野町で育つことができ、本当に良かったなと思う機会がこれからも増えていくように、今後も活動の活性化をお願いいたします。

では、引き続き、制度の活用内容について、お聞きいたします。先ほど、子どもたちの可能性について触れましたが、子どもたちが自分に自信を持ち、考えを持って行動できるようになるためには、情操教育がとても重要であるといわれています。知的好奇心を育んだり、心の働きを豊かにしたり、個々の価値観を養ったりと、子どもたちの成長にとっても重要な教育です。

中でも、芸術的情操教育は、豊かな感性や個性・想像力などを育み、子どもたちが自分の想像力に自信を持ち、未来を切り開いていく力を養うことができます。芸術分野においては、学校の工作や美術を通じ、様々な体験を与えてくださっているかと思います。ですが、答えのない科目ゆえに、芸術に携わる様々な人が関わり、多くの機会を作ることが子どもの可能性を広げることにつながると思っています。県外では、「芸術士」と呼ばれる専門職が定期的に教育機関を訪問し、様々な芸術活動を活性化させている例もあります。想像力を養うことは、とても大切なことです。これから板野町の未来は、どんな町になるのだろうと考えた時に、想像力が無ければ活気ある町につながっていきません。子どもたちに上質な芸術に触れられる環境を整えることで、町の新たな課題の発見・解決ができ、持続可能な板野町の未来を想像する人材が育つことにもつながります。

つきましては、子どもたちの情操教育のために芸術分野において、制度を活用する予定はあるか、お聞きします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。



〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 2 番藤田千穂議員さんの御質問の「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の活用について」の 2 点目の御質問に答弁をさせていただきます。

はじめに「情操教育」とは、個人の感情や価値観・道徳心などを育む教育のことであり、単に知識や技能を教えるのではなく、豊かな人間性や社会性また創造力などを育てる教育のことです。本町では「板野町教育大綱」のもと、基本理念である「学びと文化が香るまち板野町」の実現のため、各幼稚園及び各小・中学校において、経営方針及び経営理念などを作成し、教育活動を行っております。

御質問の「芸術分野において、制度を活用する予定はあるか。」につきましては、芸術分野と申しましても、文芸・美術・音楽・演劇など様々あり、学校においては、情操教育の一環として既に取組しており、小学校においては 10 月に福岡県の「劇団ショーマンシップ」の方に来ていただき「ノートルダム物語」の演劇公演またイラストレーターの方に来ていただき 11 月頃に壁画制作などを予定をしております。中学校においては、令和 5 年度に地元メーカーと連携したケーキ開発を行い、マーケティングやコマーシャル戦略などを学び、「文部科学大臣表彰」を受賞したこともあり、自己肯定感の向上につながりました。

今年度は、11 月頃に「子どもたちの心や夢を高める、また後押しすること。」を目的として講演会を予定をしております。また、音楽面においては、令和 4 年度から「彩響コンサート」（彩りの響きでございます。）を中庭において楽器演奏などを行っており、登校時に実施することで「心が明るくなり、楽しく 1 日がスタートできること。」を目的としております。そのほかにも「邦楽体験」「阿波木<sup>でこ</sup>偶箱まわし」などを計画しており、今年度については、行事などは既に決定していることから、令和 7 年度において、情操教育のために芸術分野の活用について、どのようなものがふさわしいか、各幼稚園及び各小・中学校において精査し、学校運営協議会の場合でも協議及び御意見などを頂き、検討したいと考えておりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、2 番藤田千穂議員さんの 2 点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2 番藤田千穂議員。

〔2 番（藤田千穂君）登壇〕

○2 番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。各学校で趣向を凝らし、いろいろな取組が行われていることをうれしく思います。また、中学校においては、マーケティング教育であったり、地域活性につながる取組も行われているということで、素晴らしいことだと感じました。

板野町においては、画家や声楽家・舞踏家など様々な芸術に携わってきた経験豊富な人材も多くいらっしゃると思います。また、さきのパリオリンピックでは、新しくダンス種目が競技に加わるなど、時代に合わせて変化を加えることも大切だと感じております。

芸術分野は、単発で終わらずに継続的に取り組む必要が子どもたちの情操教育に必要だと感じております。是非、今後も、地域の豊かな人材から知恵や力を借りて、芸術的取組を更に活性化して

いただきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、2番藤田千穂議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間、休憩いたします。

午前11時09分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時19分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。今回も何点かについて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに「高齢者の緊急時の対応について」であります。総務省の令和2年の発表で、高齢者は3,603万人となっております。今後も、高齢者人口は増加傾向が続き、令和22年には高齢者人口は3,921万人になると予測がされております。

板野町においても、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の中で、令和5年に65歳以上の高齢者人口は4,412人に、また、高齢化率は令和7年には34.7%、更には、令和22年には39.4%に達するとしております。こうした中で、単身世帯も比例して増え続けております。こうした単身世帯への支援は待ったなしというふうにも思っております。

一人暮らしの高齢者の生活実態というのを内閣府が令和3年度、高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査で、60歳以上の高齢者が親しくしている友人・仲間の有無についての調査では、一人暮らしの人は、配偶者や子どもなどと同居している人に比べて、約3割が友人や友達関係が希薄になっているといえます。そうしたことも踏まえまして、それぞれがあらゆる角度から取り組んでおります。見守り活動や安否確認などは、非常に大事なことで思っております。その安否確認で、例えば、こちらがいかに困っているように見えても、本人が「いや、大丈夫だ。」といった場合など「そうですか。」と言えるのかどうか判断にも迷うわけであります。この安否確認といっても、対応が非常に難しいと思われれます。複数で対応できればベストと思いますが、一人で対応となった場合は、やっぱり不安を感じる。

「見守りや安否確認時、体調不良などで困っている状態を確認した場合の対応は。」というふうなことでの質問であります。ちょっと答弁をお願いをいたします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の1「高齢者の緊急時の対応について」の1点目の質問に対し、答弁をさせていただきます。

近隣住民等のまず安否確認を役場で、その連絡を頂いた場合について、お答えをちょっとさせていただきます。「新聞が溜まっている。」など連絡を役場で受けた場合に、福祉保健課で対応を行います。インターフォンを鳴らし、呼び掛けても応答がない場合、勝手に家に入ったり施錠を壊したりはできないため、警察に安否確認のお願いをすることとなります。その後の対応は、警察の指示に従う状況になるかと思いますが、御質問のような状態を確認した場合は、救急車が呼ばれ、病院へ搬送することになるかと思われます。その他の民生委員さん等が安否確認を行った場合等は、その状況に合わせ、救急車を呼んだりとか、介護認定の状況を確認したりとか、そういった対応になるかと思いますが。以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 答弁を頂いて、そういうことではわかるのですが、例えば、最近、見掛けなくなってドアが閉まっていたという場合や、救急車を呼んだ後どうするかとか、病院に行った場合は、どこに連絡したらよいのか、いろいろ想定されます。

そういった見守りや安否確認をするためのマニュアル、こういうものがあれば、それに沿って進めることができるのではないかなというふうにも思うんですが、このマニュアルみたいなものは作られているのでしょうか。ちょっと、答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 石田 実議員さんの再問に対し、答弁をさせていただきます。

現在、マニュアルというものは作っておりません。その御家族の状況によって、それぞれその後の対応は、みんなバラバラになります。御家族がおられ、連絡がつく場合は、それに合わせて救急車、病院、いろいろ手配されると思います。そういった方がおられない場合に、役場がちょっと対処することになります。その際は、介護認定を受けて、そのお手伝いをいただくようにしていくとか、老人ホームで生活を行っていただくようになるとか、生活保護を受けていただいたら御自分で生活できるようになるとか、それぞれの対応に応じて役場の方では検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いできたらと思います。

以上で、石田 実議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） やはりマニュアルは、私は必要でないかな、というの、いろいろ協定結んだり、新聞配達員の人にもお願いする場合があったり、見守り隊ということで友愛訪問とかいろいろあるわけですから、やっぱりこう一定こうなった時には、こうしたらいいというような、何らかのこういう指針みたいなものがあれば有効でないかな、というふうにも思うので、そこら辺また検討していただければと思います。

それでは、次に「養護老人ホームについて」でございます。先ほども言いましたが、高齢者の独居老人が増えているのは御承知のとおりです。高齢の独居老人は、一人暮らしなので、食事・洗濯など生活面で全てをこなしていかななくてはなりません。友人関係や隣近所の付き合いもコロナ禍以降、希薄になっていると思います。例えば、本人が健康面に不安を覚え、生活面にも不安が出てきたということになれば、先ほどもお話ありましたように、町内には老人ホームがございます。そこに入居できれば、生活・健康面でも安心、心配なく、安心して暮らしていくことができます。

しかし、身元引受人がいない場合、高齢者の入所は難しいような話を聞きましたので、もし、そうであるならば、入所条件を緩和していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。質問したいと思います。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の1「高齢者の緊急時の対応について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

板野町老人福祉法施行規則により、養護老人ホームへの入所判定等を行っておりますが、現在、身元引受人をいただき、板野町養護老人ホーム運営規則でも記載があるとおり、施設は常に入所者の家族との連携を図ることとなっております。ただ、御家族のおられない方が実際に増えている現状もあり、難しい問題でございますので、今後、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 身元引受人については、今後、検討したいというふうなことでありますので、もうそう多くは言いませんが、やはり高齢者の方で単身世帯の方が増えております。そういう中で、やっぱり身寄りのないという方も多々、今後、生まれてくる可能性も高いわけですから、是非、早急に検討していただきたいというふうに思います。

次に「要介護認定者へのおむつ支給について」であります。このおむつ支給については、介護施設に入所すれば、おむつは介護保険から支給されます。しかし、在宅介護では支給されません。これは私は矛盾と思っております。ここを何とか改善できないかと思っております。高齢者のおもつの1か月、幅はありますが約6,000円から1万円、要るといわれております。

第9期の介護保険事業計画及び福祉計画の中で、各種調査の結果が出ております。在宅介護の項では、主な介護者の本人との関係では、「子」が45.6%と最も多く、その介護者の勤務形態が「働いていない」が55.1%となっております。それで、年金のことも別途調べてみますと、令和4年度の国民年金支給額は、平均月額で5万6,000円となっております。これでは、高齢者を抱える子どもさんにとっても生活は厳しい状況がわかります。そこで、家族介護支援事業がございます。「家族介護支援事業実施要綱」の中で、要介護4若しくは5と判定された人に対しては、

購入費の助成がございます。紙おむつ・尿取りパッドなどが対象ということであります。この助成の要件である要介護3を加えていただいて、要介護3から5を受けた非課税世帯に対して、紙おむつの支援はしてはどうか。と、こういう質問でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の2「要介護認定者へのおむつ支援について」「要介護3から5を受けた非課税世帯の方に対して、紙おむつの支援をしてはどうか。」との御質問に対し、答弁をさせていただきます。

板野町では、要介護4及び要介護5の高齢者を介護している非課税世帯の方へ、御家族の身体的・経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的に、板野町家族介護支援事業を実施しております。紙おむつなどの介護用品の購入助成を年6万円を限度に行っておりますが、介護保険のサービスを利用していると、受けられなかった事業を令和4年度からは、介護保険でも施設サービス等を利用していない方は、この助成が受けられるよう要件の緩和を行っております。

介護保険で給付を行う場合、掛かった費用の12.5%が町負担とおおむね決まっておりますが、この事業で行う場合、国や県の補助はなく、全額町負担となります。要介護3の方に要件を引き下げた場合の影響がどれくらいあるのか、また、他市町村の動向も見ながら、注視してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 是非、検討していただきたいと思います。先ほども言いましたが、介護する人がその人の子どもであり、介護の必要性から仕事も就けない人が50%を超えております。収入金額も約5万6,000円では、とても生活が厳しいということは、もう既にわかります。是非、要介護認定3を加えていただいて、支給できるようにお願いをしたい、このように思います。一応、金額がどれくらい要ってというふうな、あるいは他市町村がどういうふうな対応をしているのかとか見ながらというふうなことですが、できるだけ早くおむつが支給できるように3も加えていただいて、おむつが支給できるようにお願いしたいと思います。

それでは次に、先ほども同僚議員の方が御質問していただいたのですが、私も「鳥獣被害対策について」でございます。鳥獣対策については、様々な対策が必要です。先ほどもお話ありました、鳥獣被害全体の対策として、防護策や電気策、また、猟友会による捕獲など、いろいろ想定をするわけですが、猿については防護策や檻による対策では侵入防止や捕獲は難しいと思われます。

そこで、モンキードッグに絞って質問します。モンキードッグは、猿が野菜畑や果樹園などに侵入したとき、あるいは身近に出没したとき、訓練を受けた犬が猿を追い払うというものであります。この取組は2005年、平成7年に長野県大町市で始まり、今は全国に広がっているといえます。

こうした取組で数箇月で被害が少なくなったと、各地で取り組まれるようになりました。そこで、犬の訓練が大事となってまいります。訓練では、人や他の犬、動物に危害を加えない、猿を見たら追い払う、追い払ったら戻ってくる。このことをしっかり覚えさせなければなりません。

徳島県では「モンキードッグ利用ガイド」が策定されております。それらが守らなければなりません。その中で、犬を訓練する場所として県内5施設があるとされております。訓練とは、訓練所に原則3か月以上、預けなければなりません。また、費用も1か月預けた場合、3万円から10万円も費用が掛かると、幅がありますが掛かるといわれております。これについては、県費補助もございます。このモンキードッグの事業は、県の利用ガイドラインに基づいて町の取組をなくして事業が進めません。町の取組がなかったら、なかなか事業が進まないということでもあります。よって、モンキードッグの活用に取り組んでみてはどうか。という質問でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

〔産業課長（浅井直美君）登壇〕

○産業課長（浅井直美君） 11番石田 実議員さんの御質問の「鳥獣被害対策について」の御質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、モンキードッグについて御説明いたしますと、農林業被害や生活被害を防止するため、猿・鹿・イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的に訓練し、利用される犬のことをいいます。モンキードッグの活用方法としましては、大きく分けて2通りあり、一つは、柵で囲った農地に侵入してきた猿を追い払う個人的対策のもの、そして、もう一つは、集落に出没した猿を山に追い払うため、パトロールを兼ねて地域ぐるみで対策するものがあります。

個人的対策につきましては、板野町では、猿による農地への侵入防止のため、電気柵の資材提供を行っていることから、地域ぐるみでの対策について御説明をいたしますと、集落に出没した猿を山に追い払う活用方法としましては、モンキードッグを連れてパトロールを行い、パトロール中に猿を見掛けた場合には、リードから手を放し、猿を追い払わせる、というものとなります。

しかし、地域に出没した猿をできる限り早く追い払うためには、猟友会だけではなく、地域住民による協力も必要になると考えておりますが、一方で、地域での追い払いに御協力いただけたとしても、万が一、モンキードッグが誤って他人にけがを負わせてしまった場合は、自己責任の原則に従い、利用者がその責任を負うこととなるのが現状です。このように、モンキードッグを活用する場合は、パトロール体制の構築や法的責任への理解について、地域との合意形成が非常に重要となりますが、これらについて協議にも至っていないことから、モンキードッグの活用につきましては、現在は考えておりません。以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 現在は、そういうモンキードッグについては考えていないというふうな

ことでありますが、モンキードッグについては、既に県内でも平成18年度以降、6市町村で取り組まれております。そして、既に徳島県においては、地域協議会等が行うモンキードッグ訓練を支援のための上限もあります。2分の1の補助金も出ます。モンキードッグが全てではありませんが、柵とか檻・猟友会の捕獲などと力を合わせて被害対策、全体が取り組まなければなりません。

それと、山とかのハイキングなどで飲食物をむやみに捨てないで持ち帰ることも重要だと思います。こうした学ぶことも大事だと思ひまして、ちょっと付け加えるわけですが、やはりこのモンキードッグについては、もう少しやっぱり検討の余地があるのではないかな。もちろん地域ぐるみで考えていかななくてはならないというのは、もう当然のことで、県のガイドラインでも、そのことは既に詳しく書かれておると思ひます。やっぱりよその市町村では、万が一のことに關しても、いわゆる保険を掛けるというふうなことで、その保険金は町が補助するとか、市が補助するとか、そういうふうな取組もされているところもございます。ですから、いろいろこの協議会等々でいろいろ議論をしていただいて前向きにできるようにお願いをしたいと思ひますので、この件はそれで置いておきますので、またよろしくお願ひいたします。

それでは次に、「板野町の歴史・文化について」でございます。1点目は「古文書の収集について、前に踏み出しているのかどうか。」というふうな質問でありまして、前にも既に何回か質問させていただいております。前回の答弁では、昨年6月に令和5年度文化財保護審議委員会で協議が行われ、そこで現状を把握するために調査・鑑定の必要性、時間・経費の分配など何年箇計画で検討を行ったような様々な意見が出ているというふうにいわれておったわけなんです。古文書は時間が過ぎれば過ぎるほど、どんどん失われていく可能性が高いわけでありまして。ですから、早く収集してほしいと思っておるわけなんです。文化財保護審議委員会が昨年6月に行われてもう1年が経過をしているようです。その後、古文書の収集について、前に踏み出しているのかどうかということをお聞きをしたいと思ひますので、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 11番石田 実議員さんの御質問の「板野町の歴史・文化について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

古文書の収集につきましては、石田 実議員さんから板野町議会定例会において、過去2回、一般質問を頂き、令和5年第4回の定例会の一般質問において、「今後も、文化財保護審議会で継続して古文書について協議していきたいと考えております。」と答弁させていただいておりますので、令和5年度・令和6年度において、文化財保護審議会に諮問し、議題に挙げさせていただき、協議を行いました。その結果、令和6年度に開催した審議会では「どこに何があるか、知っておく必要がある。」また「調査・整理には、かなりの労力がある。」更には「書面で問合せをしてはどうか。」などの意見を頂いております。あわせて、町内で古文書を所有している可能性のある方についても情報を頂きましたので、今年度、自宅を訪問させていただき、趣旨説明と協力をお願いを

し、アンケート調査を実施をしております。

内容といたしましては「古文書を所有されているか。」また「年代や種類」更には「ほかに古文書をお持ちの方を御存じであれば、御記入ください。」などといった内容でございます。審議会で協議を行い、また、アンケートを実施し、少しずつではございますが、前に進んでいる状況でございます。古文書は、板野町の歴史を知るためにも貴重でありますので、今後につきましても、アンケート結果などを再度、文化財保護審議会に諮問し、協議していきたいと考えております。

以上で、１１番石田 実議員さんの１点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） 答弁頂いて、アンケートを今、取っているというふうなことでございますので、多くは言いませんが、早く答申が出されるように期待をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、その２点目の「板野町史の続編について」質問をします。このことについても、昨年の３月に質問をさせていただきました。その時の答弁として「町史は、地域の歴史や文化を資産とし、活用していくことで町づくりに寄与できる。しかし、調査・資料収集・保存・整理・管理に時間と費用が必要となることから、検討課題にしたい。」という説明がございました。

そこで、お聞きするわけでありますが、質問から１年以上経過をしたわけでありますが、その町史の続編への検討がされているということでありますが、どこまで、これも進んでいるか少しお話ししていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） １１番石田 実議員さんの御質問の「板野町の歴史・文化について」の２点目の御質問に答弁をさせていただきます。

この板野町史の続編につきましても、石田 実議員さんから令和５年第１回板野町議会定例会において、一般質問を頂き「町史編纂<sup>へんさん</sup>には、調査や資料収集・整理・保存・作成など、かなりの時間と費用が必要となってきますので、続編の作成については、今後の検討課題としてまいりたい。」と答弁をさせていただいております。この町史につきましては、昭和４７年に発行され、その後、続編は発行はされておられません。町史は、地域の歴史や文化を資産とし、これらについて理解を深めることで板野町民の郷土愛を育むことができると思います。

しかし、前回、答弁させていただいたとおり、調査や資料収集及び整理また保存・作成など、かなりの時間と多額の費用が必要となってきますので、引き続き、板野町史の続編作成につきましても、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上で、１１番石田 実議員さんの２点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。



[ 1 1 番（石田 実君）登壇 ]

○ 1 1 番（石田 実君） 引き続いて、検討課題みたいなことをいうふうに言われました。町史が最初に発行されたのは、先ほどもお話ありましたように昭和 4 7 年になりますから、それから数えても 5 0 年以上になります。ですから 5 0 年のブランクを埋めようと思ったら、農業や商工・建物・道路など大きく変遷しています。その変わった状況などを資料や写真・聞き取りなどを収集しながら進めていく必要があります。子や孫に、やっぱり板野町の歴史を将来にわたって知ってもらうためにも、是非、早くできるように予算取りもしていただいて、早くできるようにしていただきたい。時間が掛かるわけではありますが、そうしないと本当にどんどん、こういった資料も失われていくことにもなりかねませんので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） ここで、小休します。

午前 1 1 時 5 0 分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前 1 1 時 5 1 分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。6 番三原大輔議員。

[ 6 番（三原大輔君）登壇 ]

○ 6 番（三原大輔君） それでは早速、一般質問を始めたいと思います。令和 6 年 9 月定例会、一般質問です。一つ目の質問です。「板野町の盛土造成地の地盤調査について」お聞きしたいと思います。板野町にある集合住宅地オリンポス・パノラマ・リッチランドは、皆さん御存じのとおり、板野町最大の大規模盛土造成地です。住宅地に住んでいる住民の方々は、災害時の被害を非常に気にしていますが、特に北側外壁部は、目に見えて大きなクラックが走っており、また、地盤も広範囲で沈下が見られます。この防災に関して 3 年前の令和 3 年 9 月議会では、「オリンポス・パノラマ・リッチランド集合住宅地の地盤調査を早急に行うべきではないか。」と一般質問を行い、その時は、「実施時期について県と協議し、しかるべきタイミングで行いたい。調査については、もちろん、こちらからも県と実施時期を確認していく。」と答弁を頂きました。

そして、昨年、令和 5 年 9 月議会でも、「その後、協議はなされましたか。」という質問をさせてもらい、これに対して、「協議は今まで行っていないが、今後は協議を行っていきたい。」と答弁をしていただきました。

ところで、防災といえば板野町は、道の駅「いたの」には防災ステーションを設置し、様々な防災訓練も行っており、災害時の設備もどんどん充実してきております。今議会では、災害時における水循環型シャワー施設システムも導入予定です。このように板野町は、とても防災意識の高い自治体ではないかと常々思っております。大規模盛土造成地が今後の地震や大雨等の災害で、どのよ

うな被害が出るのか、もちろん、とても気にしていることと思います。

そこで、今回は、国が行っている補助事業である「盛土緊急対策事業」「宅地耐震化推進事業」を紹介したいと思います。この事業は、盛土の調査や撤去・擁壁設置などの対策工事に補助を行う事業で、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土が対象となっております。また、安全性把握調査に限っては、実施期限が令和6年度までとされており、今年度中が期限となっております。中身を見てみますと、安全性把握調査費用の2分の1が国費で、残り半分が地方財政で賄うとなっておりますが、そのまた2分の1が特別交付税で賄え、そのまた残りのうち90%に公共事業債を充てることができるという、とても地方財政に優しい制度となっております。簡単にいえば、費用の97.5%に補助が付いており、地方負担分は2.5%でよいという話です。この公共事業債にも20%の措置が付いているので、返済にも優しい制度となっております。

そして、この安全性把握調査によって、もしも崩落のおそれがあると判断された場合には、盛土の崩落防止の工事費にもっと手厚い補助が付くことになっていきます。工事費に対しての措置率は約90%で、残りの地方負担分の10%にも公共事業債を充てることができるので、年度における地方負担分は1%程度です。平たく言うと、地方負担分は、仮に安全調査に1億円掛かっても250万円の負担で済むし、崩落防止工事に100億円掛かったとしても1億円程度の負担で済むことになります。この「盛土緊急対策事業」「宅地耐震化推進事業」は、防災面・費用面にも板野町でも是非、採用してもらいたい事業ではないかと考えておりますので、お考えを聞かせていただきたいので、答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの「板野町の盛土造成地の地盤調査について」の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

御質問の盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業につきましては、対象エリアで総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること等が条件で、令和5年度中に県へ事業計画書を提出し、令和6年度までに実施することが条件となっており、本町での事業計画書は、現在のところ提出しておりません。

なお、補助事業での大規模盛土の地盤調査を検討中であり、国の目標である令和7年度末までに議会議員皆様方に御相談をさせていただき、検討してまいりたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 「補助事業を利用し、令和7年度までに実施を考えている。」という答弁でしたが、具体的にどのような事業で、どのような補助事業なんのでしょうか。教えていただきたいので、御答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの再問に御答弁をさせていただきます。

補助事業の内容につきましては、先ほど、三原議員さん、御説明があった国費2分の1、あとは公共事業債と特別交付税という措置の内容になっておりますが、特別交付税という内容について、ちょっと私も申し訳ないですが今、詳しく把握、御説明できることは、ちょっとできないんですけども、町といたしましては、繰り返しになりますが、緊急対策の宅地耐震化推進事業については、国の目標である、何度にもなるんですけども、令和7年度末に地盤調査60%に向けて検討している状況でありますので、引き続き、県の担当課へ情報収集を行っておりますので、令和7年度末に向けて議会議員皆様方に御相談をさせていただき、検討してまいりたいと考えております。

○6番（三原大輔君） この事業、僕が言った事業ですか？

○建設課長（毛登山 悦雄君） 三原議員さん、おっしゃられた緊急対策事業の交付率とか、その内容になるかなと思います。

ただ、これ検討しておるんですけども、県の方へ情報収集を行ったところ、今のところ6年度ということなので、議員さん昨日、御説明ありましたように、令和7年度以降については、まだ未定ということで、という情報でございます。

ただ、国費率が今、議員さん説明いただいた2分の1という以外に、今現在もある3分の1、国費補助というものについては、継続事業ということになっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 再々問できないんですけど、ちょっと説明がわかりにくかったので、令和7年度までに実施されるんですね？違うんですか？

○建設課長（毛登山 悦雄君） 検討ということで今、御答弁させていただいたんですけども、あくまで7年度末に向けて議会の皆様と御相談させていただいて…。

○6番（三原大輔君） わかりました。令和6年度までの緊急対策事業なんですけど、私も直接、県に確認したら、次年度以降も継続される予定だというような話を聞いておりますので、もし、それが令和7年度・令和8年度と継続されるようでしたら、また是非、事業の採用の検討をしていたきたいなと思います。

○議長（水口昭彦君） 正午を過ぎますが、三原議員、一般質問続けてもよろしいですか？

ほかの議員さんもよろしいですか？

（異議なしの声）

○議長（水口昭彦君） それでは、引き続き、6番三原大輔議員の一般質問を続けさせていただきますので、よろしくお願いします。

○6番（三原大輔君） では、二つ目の質問に移ります。二つ目の質問「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」お聞きしたいと思います。

新ごみ処理施設整備事業が大幅に遅れており、現施設閉鎖から新施設稼働までの空白の約3年間、ごみ処理をどうしていくのか、今まで検討がなされてきましたが、結果、民間企業への受入れを念頭に組合が先月、行った公募型プロポーザルでの公示に対し、唯一、応募のあったジェムカ事業グループが中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業を担うことが決定しました。

そして、先月の8月29日には、中央広域環境施設組合の臨時議会が開催され、積替保管施設の改造工事請負契約の締結も承認されました。事業を受けるジェムカ事業グループは、山口県萩市にあるジェムカ株式会社、同じく萩市にある松村建設株式会社、それと阿波市吉野町にある四国合同通運株式会社の3社が合同で事業を行う企業グループです。先日の全員協議会でもらった資料を確認すると、施設改造工事は松村建設株式会社が担当、焼却炉を持っているジェムカ株式会社がごみ処理業務を担当し、四国合同通運株式会社がごみ運搬業務を担当するとありました。

公募前にジェムカにお願いして行ったという事前見積りについては、私がジェムカに直接、電話で確認したところ、我々自治体の組合側から事業の上限額の提示を受け、それ以内で見積りを行い、価格を提示したと回答を受けました。また、先日の全員協議会では、公募前に行った事前見積りはジェムカ1社だけであると説明も受けていますが、もう少し詳しい説明をしていただきたいので、質問します。一つ目、ジェムカ事業グループは、三つの会社からなる事業体ですが、事前の見積りは、積替保管施設改造工事は松村建設株式会社に、ごみ処理業務はジェムカ株式会社に、ごみ運搬業務は四国合同通運株式会社に、各々3社に個別に見積りをお願いしたのですか。それとも、この3社のうち、どこか1社にまとめて見積もってもらったのですか。答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

御質問の積替保管施設整備事業につきましては、中央広域環境施設組合が主体となって行っている事業であります。御質問事項につきまして、中央広域環境施設組合へ確認しましたところ、この積替保管施設整備事業につきましては、今まで御説明させていただいてますとおり、新ごみ処理施設の令和7年8月稼働が見込めなくなったことから、令和7年7月末をもって現施設での焼却処理を終了し、新ごみ処理施設稼働までの間、積替保管施設として現施設を有効に活用し、1市2町の可燃ごみを安定的に処理を行うことを目的として進めてまいりました。

「ジェムカ事業グループ」は、積替保管施設の事業者として応募してきた企業3社のグループであります。見積書につきましては、1市2町のごみ量である年間1万6,000tの処理が可能な業者など、複数の業者から見積りを頂いており、グループの3社に個別に行ったものではないと聞いております。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（三原大輔君） 小休してください。

○議長（水口昭彦君） 小休します。

午後0時05分 小休

~~~~~

午後0時06分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 再質問したいと思うんですけど、これ見積りの金額に関しては、数社、見積りをもらったというのを今、聞いたんですけど、この金額を見て、この事業には、この金額が適正であるというふうな判断だから、ていうのを判断されたということで間違いないですね。

再問です。この金額が適正だと思った、適正だと判断されたということですね？

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問につきまして、答弁させていただきたいと思います。まず先ほど、お話がありましたように、この事業につきましては、中央広域環境施設組合が主体となって事業を行っております。今、お話がありましたように、見積りにつきましては当然、正確なというか、正当な理由として考えておりますし、答弁といたしましては、先ほど、課長の方から申し上げたとおりでございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 是非、公文書公開の申請とかさせていただいて、見積りとか、どんな状況なのか詳しく見てみたいと思いますので、僕も組合に直接、問い合わせてみたいと思います。

続いての質問に移ります。二つ目です。「四国合同通運株式会社が担う運搬業務の費用について」お聞きします。ごみ運搬業務に係る費用は、2年8か月で17億810万6,400円となっておりますが、これは積載根拠となる運搬車両がごみを山口県萩市の焼却施設ジェムカ株式会社まで運搬した1台1回分の金額が決まっているから算出されたはずです。

そこで、お聞きしますが、1台1回いくらの計算で積算しているんですか。答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

〔環境生活課長（末岡稔久君）登壇〕

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

先ほど、答弁させていただきましたとおり、1市2町のごみ量である年間1万6,000tの処理が可能な業者から見積りを頂くとともに、運搬業務の積算根拠は、一般的な国・関連団体の基準に準じて積算しており、それを上限として、ごみの運搬・処理に要する費用として、年間11億6,860万円の債務負担行為を設定し、事業者選定の手続を進めてまいったと聞いております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 1回運んでいくら、というふうに、ちょっと聞いたつもりだったんですけど、金額を言っただけなかったの、ちょっと僕も計算してみたんです。17億810万6,400円。1日、大体5台ぐらいのトラックが約平均5台のトラックが山口県まで行くと。

日曜日は休みなので、平均して年間320日当たり稼働すると考えて、大体17億810万6,400円になるようにちょっと計算してみたところ、大体1回トラックが1回、山口に行くのに40万ぐらいの金額になってたんですよね。40万って出たんですけど、ほんまにこれが40万だったら例えば、高速道路料金が往復で、白鳥から美祢まで乗ったとしても3万4,000円なんですよ。燃料費もちょっと計算してみたらL4kmとか高速と下道合わせて1台4km当たりで計算しても3万円ぐらい。1回に二人付けて、人付けて行って、仮に多めに日当2万円ずつ渡して4万円としても、大体10万円ちょっとなんですよ。この積算根拠が2年8か月で17億810万6,400円というのは、実費だけで考えても非常に高いような感じに感じるんですけど、これは、これも適正価格と思われるんですかね？再問です。確認したいので、答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問について、答弁をさせていただきます。

先ほど、課長の方から答弁ありましたように、ごみの運搬処理に要する費用といたしましては、年間11億6,860万円のこれを上限とした債務負担行為ということで設定をさせていただいておりますので、どういう計算かはわかりませんが17億ということではございません。上限として11億6,860万円の債務負担行為を設定をさせていただいているということでございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 全員協議会で頂いた資料には、ごみ運搬業務っていう欄に17億810万6,400円って書いてたんですけど、その内訳も全然ちょっといろんな疑問が湧いてきたので、また次の機会に質問させてもらいたいと思います。

再々質問できませんので、では最後の質問に移ります。令和6年6月定例議会で可決された補正予算には、中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業に係る積替保管施設改造工事費と車両確保

費が入っておりました。積替保管施設改造工事費は、全員協議会の説明資料で松村建設が行う請負工事費ということがわかりましたが、車両確保費の詳細が全くわかりません。

この阿波市・上板町・板野町で合わせて1億4,300万円を予算計上している車両確保費は、どの会社、どの名目で支払う費用なんですか。前回の議会でも、車両の確保のための費用、確保費用という言葉ばかりで、ちょっと私自身、確保費用というのが何のことか、さっぱりわかりません。新たに車両を購入するための費用なのか、車両リースのための費用なのか、もっとわかりやすく、何に使われる費用なのか教えていただきたい。この車両確保費という補正予算も可決されたのが、事業者公募を行うプロポーザルの期間前だったので、ジェムカ事業グループから事前に頂いた見積りで、積算根拠となるものを提示されたから金額も決まっているはずですが、その積算根拠となる内訳を教えてください。答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業について」の3点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

令和7年7月末をもって、現施設での焼却処理を終了後、積替保管施設からごみ処理施設まで、令和10年3月末までの間、ごみを安定的に運送するため、運送車両は積替保管施設から搬出するごみ以外の運搬はできない専用車両として確保するものとしております。そのため、積替保管施設からごみの搬出を開始する前に車両を事前に確保しておく必要があります、事業者によって、その確保の方法は異なるものであると考えております。

このことから、積替保管施設の事業者募集に当たり、設定した提案上限額には、総額に予算費目の関係上、改造工事、施設の運営やごみの運搬・処理に係る運營業務、運搬車両確保費の上限を設けるにとどめ、運営方法については、応募事業者に提案していただくものとしており、積替保管施設整備事業の事業者確保を第一とし、加えて、この事業は緊急性を要し、応募者がいないという状況を招かず、また、公平性を確保するため参入しやすい条件として事業者募集を行ったと聞いております。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） やっぱ、この1億4,300万円というのが何に使われるのか、やっぱりわからないままなんですけど、これが上限額ってことなんですかね。これを上限にして、多分この車両確保費なので、四国合同通運さんが車両を確保、運搬業務を担う合同通運さんが車両を確保するのだろうというふうに予想されますけど、じゃあ、この額から上限として、そこからこれぐらい掛かりますよ、というような内訳をこの今年度中に持ってきていただけるということなんですかね。それがこの1億4,300万円よりか安かったら、安い場合もあるということなんですかね。再問なんですけど、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問につきまして、答弁をさせていただきたいと思います。まずは、一部事務組合の事業のことにつきましては、再問の方は、こちらの方で、するか、しないかというのは、決めれることですが、私の方で再問の答弁をさせていただきたいと思います。これにつきましては、先ほど何回も申し上げてますように、この事業につきましては、中央広域環境施設組合が主体となって実施をしております。何回も言ったようにしておりますので、答弁といたしましては、先ほど課長の方から申し上げたとおりでございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 最後に質問というかコメントなんですけど、今回のごみ処理については、まず最初は、山口県萩市まで運ぶやいうことで、何でそんな遠い所まで運ぶ必要があるのかというような疑問が一番最初に生じたのが事実です。話が進んでいって出てきた金額の内訳についても、特に運搬費用なんですけど、何でこの金額になったのかっていうことを今でも、すごい疑念に持ってます。僕は、議員2期目なんですけど、正直ここまで不信を感じた事業は初めてです。

今後、どうか町民目線で適正に判断していただき、板野町民にとって何が一番良い選択肢なのか、熟慮した上、決断してほしいなっていうふうに思ってます。切に願ってます。コメントなんですけど、今日はこれで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、更に、日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更することを決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） ここで、休憩とします。休憩中に日程変更に伴います議事日程表を配付しておきますので、よろしくお願いいたします。会議の再開は、午後1時20分からとします。

昼の休憩といたします。以上です。

午後0時21分 休憩（消毒作業）



～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
(松長・村上、議事日程表を配付する)  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後 1 時 2 0 分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまから、議案審議を行います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（水口昭彦君） 日程第 2、報告第 1 号、「令和 5 年度板野町土地開発公社決算状況の報告について」を議題とします。説明を求めます。毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 報告第 1 号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。  
議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、令和 5 年度板野町土地開発公社決算状況の報告について。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項及び第 3 項の規定により、板野町土地開発公社より令和 5 年度板野町土地開発公社決算に関する下記書類の提出が別添のとおりあったので、同法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき議会に報告します。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出でございます。

2 ページをお願いいたします。

令和 5 年度の板野町土地開発公社の実績につきましては、公有地として保有している土地の増減及び開発公社の事業としての動きはございませんでした。

損益計算書では、普通預金と定期預金の利息のみで、6 4 円の収益を計上し、次期繰越利益金として処分をしております。

なお、貸借対照表の総資産額は 4 億 5 8 3 万 2, 4 3 1 円で、これより負債総額と資本金及び損失を差し引いた額は 1 億 3, 9 5 8 万 2, 4 3 1 円となっており、これを資本準備金として計上をいたしました。以上のような結果ではありますが、今後におきましても、板野ハイウェイパークの事業推進につき板野町と調整を図りながら、板野町財務会計の効率的運用や総合的活用と、公社財務の健全化に努めてまいります。という報告を令和 6 年 5 月 3 1 日付けで頂いております。

3 ページの令和 5 年度決算損益計算書・財産目録・貸借対照表及び土地開発公社長期借入金明細書については、お目通しをお願いいたします。

以上で、報告第 1 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第3、報告第2号、「令和5年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長(高橋三恵君)登壇]

○総務課長(高橋三恵君) 報告第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第2号、令和5年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、板野町監査委員より令和5年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査が別添のとおりあったので、同条の規定に基づき議会に報告するものでございます。

令和6年8月30日提出でございます。

6ページをお願いいたします。まずは、「健全化判断比率の審査報告」でございます。

健全化判断比率の現況表では四つの指標があり、実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに0%となりました。実質公債費比率は5.0%で前年度から0.7ポイント上回り11年ぶりの増加となりました。将来負担比率については、マイナスとなり、四つの指標とも良好な結果でございます。

12ページをお願いします。

次に、「意見書について」でございます。監査委員からの意見書では、特に是正改善を要する指摘事項はございませんでした。あわせて総括意見として、本町の財政は実質公債費比率については11年ぶりの増加となりましたが、今後も、更なる財政の健全化に努められたいとのことでございました。15ページをお願いします。

続いて、「令和5年度板野町公営企業会計決算に係る資金不足比率の審査の報告について」でございます。板野町では、水道事業会計と下水道事業会計の2会計が対象で、審査の意見書に基づき、説明をさせていただきます。二つの会計ともに実質的資金不足比率は0%で、良好な状況でございます。

「監査委員からの意見」としては、特に問題となる比率はありませんが、水道事業においては、利用料の収納率の改善及び滞納利用料の早期回収、また、下水道事業については38%を下回っている接続率の向上には、なお一層の取組をお願いしたいとのことでございます。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第4、報告第3号、「継続費精算報告について（文化の館整備事業）」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 報告第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

引き続き、議案書17ページをお願いします。

報告第3号、継続費精算報告について（文化の館整備事業）でございます。

板野町一般会計予算の継続費に係る事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

令和6年8月30日提出でございます。

18ページをお願いします。

令和5年度一般会計継続費精算報告書、9款教育費、5項社会教育費では、文化の館整備事業として、空調整備の更新整備を実施しており、実績により令和4年度では3,454万8,800円、令和5年度では1億1,805万3,100円、2か年で合計1億5,260万1,900円でございます。以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。

お諮りします。報告第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第５、議案第１号、「板野町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第１号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の１９ページをお願いいたします。

議案第１号、板野町国民健康保険条例の一部改正について。

板野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和６年８月３０日提出でございます。

条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和６年１２月２日から国民健康保険の被保険者証が発行されなくなるため、罰則規定のうち、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」の規定文を削除するものでございます。

以上で、議案第１号の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第１号を採決します。

お諮りします。議案第１号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第６、議案第２号、「令和５年度板野町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。山本会計管理者兼出納室長。

[会計管理者兼出納室長（山本敏彦君）登壇]

○会計管理者兼出納室長（山本敏彦君） 議案第２号が議題となりましたので、御説明申し上げます。別冊の令和５年度板野町一般会計・特別会計決算書の１ページをお願いいたします。

議案第２号、令和５年度板野町一般会計歳入歳出決算認定について。

板野町一般会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第２３条第３項の規定により議会の認定を求めます。

令和６年８月３０日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

１８ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入より、御説明を申し上げます。

1 款町税、予算現額 1 億 7, 9 8 2 万 3, 0 0 0 円に対しまして、調定額 1 億 2, 5 8 9 万 2, 3 3 0 円、収入済額は 1 億 7, 9 5 7 万 7, 4 6 9 円、対前年増減率は 3. 6 7 % の増、不納欠損額として 2 6 2 万 4, 7 8 5 円を処分させていただき、差引き、収入未済額は 4, 3 6 9 万 7 6 円、収納率は 9 7. 4 7 % でございます。1 項町民税の収入済額は 7 億 6, 5 4 2 万 7, 8 8 3 円、不納欠損額として 4 3 万 4, 6 3 5 円の処分をさせていただき、収入未済額は 1, 0 5 2 万 9, 4 1 3 円、収納率 9 8. 6 4 % で、1 目個人町民税、1 節現年課税分の収納率は 9 8. 9 0 % でございます。2 項固定資産税の収入済額は 7 億 4, 1 1 8 万 5, 3 6 8 円、不納欠損額として 1 6 9 万 6, 7 5 0 円の処分をさせていただき、収入未済額は 3, 0 3 8 万 8, 0 6 3 円、収納率 9 6. 0 7 % で、1 目固定資産税、1 節現年課税分の収納率は 9 8. 9 4 % でございます。3 項軽自動車税の収入済額は 5, 8 1 3 万 3, 2 0 0 円、不納欠損額として 4 9 万 3, 4 0 0 円の処分をさせていただき、収入未済額は 2 7 7 万 2, 6 0 0 円、収納率 9 5. 4 8 % で、2 目種別割、1 節現年課税分の収納率は 9 8. 5 4 % でございます。

2 2 ページをお願いします。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目同じでございます。予算現額 2 億 9, 9 1 0 万 8, 0 0 0 円に対し、調定額・収入済額とも同額となっております。備考欄の社会保障財源分 1 億 6, 6 9 7 万 6, 0 0 0 円の使い道、充当状況につきましては、決算書の 1 7 7 ページに掲載をしておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

1 0 款地方交付税、1 項 1 目同じでございます。予算現額 1 9 億 6, 7 4 3 万 7, 0 0 0 円に対し、調定額は 2 1 億 6, 4 1 7 万 3, 0 0 0 円、調定額どおりの収入でございます。

2 4 ページをお願いします。

1 2 款分担金及び負担金では、予算現額 7, 5 7 0 万 9, 0 0 0 円に対し、調定額 7, 3 1 4 万 2 9 6 円、調定額どおりの収入となっております。1 項負担金、1 目総務費負担金、1 節一部事務組合等職員派遣費負担金では、板野町から中央広域環境施設組合及び後期高齢者医療広域連合に職員を派遣しており、派遣職員の人件費相当額が各組合などから負担金として交付をされたものです。2 目民生費負担金では、1 節の老人福祉費負担金で、板野町養護老人ホームの入所者に係る措置費といたしまして、老人福祉施設費市町村負担金が主な収入となっております。

1 3 款使用料及び手数料では、予算現額 1 億 4, 6 4 4 万 3, 0 0 0 円に対し、調定額 2 億 7, 2 4 6 万 6, 5 9 8 円で、収入済額は 1 億 5, 5 8 5 万 6, 0 7 4 円となっており、差引き、収入未済額は 1 億 1, 6 6 1 万 5 2 4 円でございます。1 項使用料は、次のページをお願いします。3 目商工使用料、1 節観光使用料で、あせび温泉使用料が 6, 0 0 4 万 8, 0 8 0 円の収入で、前年度より 1, 1 0 0 万円余りの増、利用者数も延べ 1 4 万 4, 2 4 8 人と前年度に比べ、およそ 2 万 6, 0 0 0 人の増となりました。4 目土木使用料、1 節住宅使用料では、町営住宅使用料として、収入済額は 7, 2 6 4 万 4, 2 0 0 円、収入未済額は 1 億 1, 6 6 1 万 5 2 4 円、収納率は 3 8. 3 8 % ですが、うち、現年度分の収納率は 9 2. 4 7 % と前年度より 2. 0 1 ポイント上昇をして

おります。28ページをお願いします。

14款国庫支出金では、予算現額9億9,816万5,000円に対し、調定額9億4,190万1,957円、収入済額は8億918万1,957円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、1節の障害者福祉費負担金及び2節児童手当負担金が主な収入となっております。2項国庫補助金は、次のページをお願いします。1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金で、電力・ガス・食料品等価格や物価高騰に対する重点支援地方交付金が、2目民生費国庫補助金では、5節住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費補助金がそれぞれ主な収入となっております。

32ページをお願いします。

15款県支出金では、予算現額4億5,607万1,000円に対し、調定額4億3,642万8,339円、収入済額は4億3,591万6,239円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節の障害者福祉費負担金が主な収入となっております。障害者自立支援及び障害児に係る給付費負担金等でございます。

次のページをお願いします。2項県補助金、2目民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金で、隣保館の運営事業に係る補助金や、3節障害者福祉費補助金で、重度心身障害者等医療費助成事業補助金と、次のページをお願いします。5節の医療福祉費補助金で、子どもはぐくみ医療助成事業補助金が主な収入でございます。

38ページをお願いします。3項県委託金、1目総務費委託金では、1節の徴税費委託金で、個人県民税徴収事務に係る委託金と4節選挙費委託金で、令和5年度に執行された参議院議員選挙及び県知事・県議会議員選挙の投開票事務に係る委託金が主な収入となっております。

40ページをお願いします。

16款財産収入では、予算現額882万8,000円に対し、調定額898万8,175円、調定額どおりの収入でございます。1項財産運用収入、1目財産貸付収入では、1節土地建物貸付収入で、株式会社マルナカなどへの土地貸付料が主な収入となっております。2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、1節土地売払収入として、法定外公共財産1件の払下げによる収入でございます。

17款寄附金、1項同じでございます。予算現額5,153万1,000円に対し、調定額5,917万3,000円、調定額どおりの収入となっております。

次のページをお願いします。2目指定寄附金、1節総務寄附金では、ふるさと納税寄附金といたしまして2,636件で4,916万3,000円、企業版ふるさと納税寄附金としまして1件で1,000万円の御寄附を、4節土木寄附金では、道路や標識の整備費用にと1件1万円の御寄附をそれぞれ頂いております。

18款繰入金では、予算現額5億9,092万6,000円に対し、調定額2億6,770万7,229円、収入済額2億6,270万7,229円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額

でございます。1項特別会計繰入金、1目同じでは、介護保険事業特別会計ほか全3会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金、2目減債基金繰入金では、町債償還の財源として、3目ふるさと応援基金繰入金では、ふるさと納税促進事業や出産祝金・入学祝金などの交付事業及び奨学金貸与事業の財源として、4目高齢者保健福祉基金繰入金では、主に高齢者のタクシー利用料金助成事業の財源として、5目あせび温泉やすらぎの郷改築基金繰入金及び6目公共施設整備基金繰入金では、ともに温泉施設の機械設備更新事業の財源として、それぞれ基金を取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。

44ページをお願いします。

19款繰越金、1項1目同じでございます。予算現額3億3,017万5,000円に対し、調定額3億3,017万5,668円、調定額どおりの収入で、前年度からの繰越金でございます。

20款諸収入では、予算現額7,591万6,000円に対し、調定額1億390万4,479円、収入済額1億389万7,854円で、差引き、収入未済額は6,625円となっております。

1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金では、滞納町税に係る延滞金を収納したものでございます。3項収益事業収入、1目競艇事業収入では、本町が構成団体となっております松茂町ほか二町競艇事業組合からの競艇共催事業に係る収益金でございます。4項雑入、2目同じでは、次のページをお願いします。5節商工費雑入で、地域振興施設の使用料及び電気使用料が、8節教育費雑入では、備考欄の4点目以降で、幼稚園・小学校と次のページの中学校及び給食センター職員等に係る給食分担金の計925万円余りが主な収入となっております。

なお、物価高騰の影響を受けた子育て世帯の経済的な負担軽減策といたしまして、昨年6月から今年3月までの10か月間、児童・生徒の給食費を免除しており、前年度より免除期間を4か月延長したため、約465万円の減額となっております。また、前のページ、47ページの収入未済額6,625円につきましては、給食分担金に係る未納額で、小学校2件分によるものでございます。

48ページをお願いします。

21款町債、1項同じでございます。予算現額1億6,949万2,000円に対し、調定額1億5,619万2,000円、収入済額1億5,289万2,000円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1目民生債では、1節老人福祉施設整備事業債として、下庄及び西中富老人憩の家の耐震改修事業に、2節児童福祉施設整備事業債として、板野保育園改修事業に、2目土木債では、社会資本整備総合交付金事業債として、道の駅のデジタルサイネージ構築事業に、3目教育債では、1節社会教育施設整備事業債として、文化の館空調設備の更新事業に、2節小学校施設整備事業債として、東小学校講堂の空調設備整備事業、同じく、東小学校管理棟の外壁改修事業にそれぞれ充当をするため町債を発行し、資金の調達をいたしました。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算で58億4,600万円を計上しておりましたが、補正で9億6,914万円の増額をお認めいただき、前年度からの繰越額1億6万4,000円を加えさせていただき、予算現額69億1,520万4,000円に対しまして、調定額は70億1,080

万6, 396円、収入済額は67億634万2, 286円で、不納欠損額として262万4, 785円を処分させていただき、差引き、収入未済額は3億183万9, 325円となっております。

以上で、歳入の説明とさせていただきます。

50ページをお願いします。続きまして、歳出を御説明申し上げます。

1款議会費、1項1目同じでございます。予算現額7, 432万6, 000円に対し、支出済額7, 257万7, 905円、差引き、不用額は174万8, 095円でございます。1節の報酬と2節から4節による職員人件費が主な支出でございます。

52ページをお願いします。

2款総務費、予算現額7億7, 530万7, 000円に対し、支出済額は6億6, 436万5, 649円で、継続費通次繰越額の138万円及び繰越明許費繰越額5, 224万7, 000円を差し引きまして、不用額は5, 731万4, 351円となっております。1項総務管理費、1目一般管理費では、1節から4節までの特別職・一般職及び会計年度任用職員に係る人件費が主な支出となっております。

60ページをお願いします。7目地方創生費では、物価高騰対策といたしまして12節委託料で、生活支援商品券及び物価高騰対策プレミアム付商品券の発行運営業務委託料が主な支出となっております。

62ページをお願いします。2項徴税费、1目税務総務費では、12節委託料で、令和6年度固定資産評価替えに係る業務委託料が主な支出となっております。

64ページをお願いします。3項戸籍住民基本台帳費、1目同じでは、12節委託料で、令和4年度からの繰越事業として、戸籍情報システムの改修に係る電算システム委託料が臨時的な支出となっております。

66ページをお願いします。4項選挙費につきましては、3目徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙費と、次のページをお願いします。4目の板野町議会議員一般選挙費及び5目参議院議員選挙費で、それぞれ投・開票事務に係る経費が主な支出となっております。次のページの下段をお願いいたします。

3款民生費、予算現額23億5, 831万7, 000円に対し、支出済額は20億9, 524万7, 401円で、繰越明許費繰越額1億2, 284万2, 000円を差し引きまして、不用額は1億4, 022万7, 599円となっております。1項社会福祉費では78ページをお願いします。5目障害者福祉費で、19節扶助費の障害福祉サービス費及び障害児給付費が主な支出となっております。次のページをお願いします。6目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費は、18節の負担金補助及び交付金で、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対する給付金が支出の主なものでございます。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費では、次のページをお願いいたします。19節扶助費で、敬老年金と高齢者タクシー利用料金助成金が主な支出となっております。2目老人福祉施設費では、1節から4節で、養護老人ホームの職員等に係る人件費と、次の



ページをお願いします。19節の扶助費で、入所者生活費が主な支出となっております。3目老人憩の家管理費、12節委託料では、日出家憩の家の耐震診断調査と、犬伏憩の家耐震改修工事の設計委託料が、14節工事請負費では、犬伏憩の家の耐震改修工事費前払金と前年度からの繰越事業である下庄及び西中富憩の家の耐震改修工事費精算金が主な支出でございます。

次のページをお願いします。5目後期高齢者医療費では、18節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合に対し、事務費及び療養給付費に係る本町負担金を支出したものでございます。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、18節負担金補助及び交付金で、公立及び私立保育園ほか、保育施設等への委託児童負担金と、子育て支援事業といたしまして、板野町独自政策である出産祝金及び国の事業としての出産・子育て応援給付金が支出の主なものとなっております。

88ページをお願いします。2目児童手当費では、19節扶助費の児童手当が主なもので、支給対象児童数は1,282名となっております。4目保育園費では、職員及び保育士等・会計年度任用職員の人件費と、次のページをお願いします。10節需用費で、給食の賄材料代が支出の主なもので、14節工事請負費では、保育園保育棟の改修及び屋上防水改修に係る工事費が臨時的な支出となっております。

92ページをお願いします。5目児童館費では、12節委託料で、指定管理者であります板野町社会福祉協議会に対する管理運営業務委託料が主な支出となっております。児童館の令和5年度の利用状況は、3館で延べ6万3,781人でありました。

94ページをお願いします。7目子育て世帯生活支援特別給付金給付費では、18節負担金補助及び交付金で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援する取組の一つとして、住民税非課税世帯の子ども1人当たり5万円の給付金を給付したものが主な支出となっております。

96ページをお願いします。

4款衛生費、予算現額6億4,041万2,000円に対し、支出済額は5億7,765万7,383円で、差引き、不用額は6,275万4,617円となっております。1項保健衛生費、次のページをお願いします。2目の予防費では、12節委託料で、予防接種委託料が主な支出でございます。なお、このうち、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料は約1,300万円となっておりますが、昨年5月の感染症5類移行が影響したためか、前年度からは約2,400万円の減額となっております。

104ページをお願いします。2項清掃費、2目塵芥処理費では、12節委託料で、ごみ収集運搬業務委託料と、次のページをお願いします。18節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合への負担金が主な支出となっております。

108ページをお願いします。

5款農林水産業費、予算現額8,245万7,000円に対し、支出済額7,610万338円、差引き、不用額は635万6,662円でございます。1項農業費では112ページをお願いします。3目農業振興費で、18節負担金補助及び交付金の新規就農者1件に対する経営発展支援事業補助金が、4目農地費で、18節負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金が主な支出となっ

ております。１１４ページをお願いします。

６款商工費、予算現額１億７，９８７万円に対し、支出済額は１億７，４０２万２，７３９円、差引き、不用額は５８４万７，２６１円でございます。

１１６ページをお願いします。２項観光費、２目観光温泉施設費では、あせび温泉で勤務する会計年度任用職員の人件費と、次のページをお願いします。１０節需用費の電気使用料や庁舎用燃料代等、施設の運営に係る光熱水費が主な支出でございます。

なお、１４節工事請負費では、あせび温泉の機械設備更新及び最終放流ポンプ取替えに係る工事代が臨時的な支出となっております。

１２０ページをお願いします。３目道の駅管理費では、１０節需用費の電気使用料及び１８節負担金補助及び交付金で、移動式水素ステーションの運営負担金が支出の主なものとなっております。

なお、令和５年度道の駅の会計者数は、延べ４５万３，０９０人、売上高は８億４，０９２万円でありました。

７款土木費、予算現額２億５，０２８万２，０００円に対し、支出済額２億２，３５８万５，８５８円、繰越明許費繰越額１９２万１，０００円を差し引きまして、不用額は２，４７７万５，１４２円となっております。１項土木管理費は、次のページをお願いします。１目土木総務費の１８節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震改修工事等に係る補助金が主な支出となっております。

２項道路橋梁費は１２６ページをお願いします。３目道路新設改良費、１４節工事請負費で、町単独土木事業２３件に係る道路工事費と４目社会資本総合整備費では、１２節委託料で、橋梁定期点検委託料及び１４節工事請負費で、道の駅の駐車場に設置をいたしました、デジタルサイネージ（電子案内板）の設置工事費が主な支出となっております。４項住宅費、１目住宅管理費では、１０節需用費の施設等修繕料及び次のページをお願いします。１２節委託料で、浄化槽の保守点検や清掃に係る委託料など、町営住宅の維持管理に係る経費となっております。

８款消防費、１項同じでございます。予算現額２億２，９４６万１，０００円に対し、支出済額２億２，１３６万３０円、差引き、不用額は８１０万９７０円でございます。１目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合に対する本町分担金でございます。２目非常備消防費では、１節報酬で、消防団員報酬が主な支出となっております。報酬額の改定により、前年度からは１００万円余りの増額となりました。

１３２ページをお願いします。５目災害対策費では、１７節備品購入費で、災害対策用備品として、避難所用に蓄電池及び充電用のソーラーパネルを購入したものが主な支出で、１２節委託料の地域防災計画改訂業務委託料が臨時的な支出となっております。

９款教育費、予算現額８億１，１３６万１，０００円に対し、支出済額は７億５，１５２万３，４０９円、差引き、不用額は５，９８３万７，５９１円となっております。１項教育総務費、２目事務局費では、次のページをお願いします。１０節需用費の施設等修繕料で、西小学校及び南小学校のエアコン修繕等が、１３節使用料及び賃借料で、電算システム使賃料として、学校業務用のパソコン使用料が主な支出となっております。

また、令和５年度より１８節負担金補助及び交付金で、子育て支援事業の一環として、小・中学校に入学をされた児童・生徒に対し、１人当たり１万円の入学祝金を支出しております。２項小学校費、１目小学校共通費では、次のページをお願いします。１４節の工事請負費で、東小学校管理棟の改修工事と同じく、東小学校講堂へのエアコン設置工事が臨時的な支出となっております。２目東小学校管理費では、１０節需用費で、学校施設に係る電気使用料及び施設等修繕料としまして、管理棟の屋上防水シートや通路の壁板などに係る修繕費用が主な支出となっております。

１４０ページをお願いします。４目西小学校管理費では、１０節需用費で、渡り廊下周辺の壁や屋上の漏水等に係る施設等修繕料が主な支出となっております。

１４４ページをお願いします。３項中学校費、１目学校管理費では、１０節需用費で、学校施設に係る電気使用料及び施設等修繕料として、屋上の防水処理や雨漏り、外壁のひび割れなどに対する修繕費用が主な支出となっております。

１４８ページをお願いします。４項幼稚園費、１目幼稚園共通費では９，９００万円余りの支出をしておりますが、人事異動による職員数の増加に伴い、報酬・給料などの人件費が増加したことなどにより、前年度から約５００万円の増額となりました。

１５４ページをお願いします。４目南幼稚園費では、１０節需用費で、園舎の床・窓枠及び通路の屋根などに係る施設等修繕料が支出の主なものとなっております。５項社会教育費は、次のページをお願いします。２目公民館費で２，０００万円余りの支出をしておりますが、前年度で中央公民館屋上の防水工事が完了したため、前年度より約５５０万円の減額となりました。

１６０ページをお願いします。６目町民ふれあいプラザ費でも１，０００万円余りの支出をしておりますが、こちらも前年度でエアコンの設置工事が完了したため、前年度より約１，０００万円の減額となっております。７目歴史文化公園費では１６４ページをお願いします。１４節の工事請負費で、令和４年度からの継続事業でありました文化の館空調設備の更新工事費が臨時的な支出となっております。６項保健体育費は、次のページをお願いします。２目の体育施設費で、１０節需用費の電気使用料や施設等修繕料が主な支出で、１２節委託料では、測量・設計・監理委託料としまして、健康の館改修工事に係る設計業務委託料が臨時的な支出となっております。

１６８ページをお願いします。３目学校給食費では、１０節需用費で、学校給食の賄材料代及び給食センターの電気使用料と、次のページをお願いします。１２節委託料の調理等業務委託料が主な支出となっております。

１０款災害復旧費は、予算現額４，０００円に対し、支出はなく全額不用となっております。

１７２ページをお願いします。

１１款公債費、１項同じでございます。予算現額４億３，７３５万１，０００円に対し、支出済額は４億３，７２７万７，９４４円で、差引き、不用額は７万３，０５６円でございます。１目の町債償還金元金が支出の主なものでございます。

なお、前年度には交付税措置のない町債についての繰上償還を行いましたが、今年度は行わなかったため、前年度より約１億円の減額となっております。

12款諸支出金、予算現額10億6,545万6,000円に対し、支出済額は10億808万3,521円、差引き、不用額は5,737万2,479円でございます。1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計を始め、全7会計への繰出金でございます。水道事業会計繰出金3,600万円及び下水道事業会計繰出金のうち600万円につきましては、物価高騰に対する経済支援策といたしまして、官公庁を除き、上・下水道使用料を2か月分免除したことによる減収分に対し、国の交付金を活用して、一般会計から補填をしたものでございます。2項基金費、1目同じでは、財政調整基金や減債基金など、全11基金に対し、計3億2,953万9,000円を積み立てさせていただいております。

174ページをお願いいたします。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算で58億4,600万円を計上しておりましたが、補正で9億6,914万円の増額をお認めいただき、前年度からの繰越額1億6万4,000円を加えさせていただき、予算現額69億1,520万4,000円に対し、支出済額は63億180万2,177円、翌年度への継続費通次繰越額138万円及び繰越明許費繰越額1億7,701万円を差し引きまして、不用額は4億3,501万1,823円となっております。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

176ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額67億634万2,286円、歳出総額63億180万2,177円、歳入歳出差引額は4億454万109円で、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額138万円及び繰越明許費繰越額3,547万8,000円、計3,685万8,000円を差し引きまして、実質収支額は3億6,768万2,109円となっております。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第3号、「令和5年度板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の179ページをお願いいたします。

議案第3号、令和5年度板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。

令和6年8月30日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

192ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入から御説明を申し上げます。

1款国民健康保険税、1項同じでございます。予算現額3億803万8,000円に対しまして、調定額は3億2,332万697円、収入済額は2億9,431万3,140円、対前年比5.6%の減でございます。不納欠損額は201万4,200円、収入未済額は2,699万3,357円でございます。1目一般被保険者国民健康保険税では2億9,430万3,273円の収入となっております。収納率は、現年度分につきましては96.75%、前年度比0.11ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては38.6%で、前年度比5.14ポイントの増でございます。194ページをお願いいたします。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金として5万円、これは、令和5年度から出産育児一時金が増額となったため、出産した被保険者1名当たり5,000円の国庫補助が受けられるもので、令和5年度限りの補助金となっております。同じく、3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報に対する補助金として4万3,000円の収入となっております。

196ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金といたしまして11億3,132万3,293円となっております。前年度より2.8%の増となっております。令和4年度に比べ医療給付費が増加したため、振替処理を行い、普通交付金も増加したものでございます。2節の特別交付金といたしましては3,801万5,000円の収入となっております。特別調整交付金については、令和4年度に過年度分の追加調整があったため、前年度比579万円の減となっております。また、県繰入金についても、前年度比212万1,000円の減となっておりますが、被保険者数が3,000人を割り込んだため、基準額が減ったものです。県からの特別交付金全体として前年度より970万2,000円の減となっております。

198ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして1億7,035万7,070円を一般会計から繰入れいただいております。1節保険基盤安定繰入金（税軽減分）として7,

3 0 3 万 8, 9 5 0 円、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）では3, 5 2 4 万 6, 6 3 4 円、税の軽減者数に応じて交付を頂いております。3 節未就学児均等割保険料繰入金 6 7 万 9, 8 3 6 円については、未就学児の均等割保険料の半額免除分でございます。8 節産前産後保険料繰入金につきましては、令和 6 年 1 月から開始の産前産後期間の国保税の所得割と均等割の減免分でございます。

1 1 款繰越金、1 項同じ、2 目その他繰越金といたしまして、令和 4 年度からの繰越金が 3, 0 5 6 万 8, 3 4 6 円となっております。

2 0 0 ページをお願いいたします。

1 2 款諸収入、4 項雑入、7 目一般被保険者返納金として1, 9 6 6 万 7, 6 4 5 円の収入となっております。国保診療分が労災認定され、労働基準監督署から返納を受けたものが主なものでございます。2 0 2 ページをお願いいたします。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算額 1 8 億 4, 3 8 8 万 5, 0 0 0 円を計上しておりますが、補正で 2, 0 8 5 万 4, 0 0 0 円の増額をお認めいただき、予算現額 1 8 億 6, 4 7 3 万 9, 0 0 0 円に対しまして、調定額は 1 7 億 1, 4 9 0 万 6, 5 5 2 円で、収入済額が 1 6 億 8, 5 8 9 万 8, 9 9 5 円、2 0 1 万 4, 2 0 0 円の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は 2, 6 9 9 万 3, 3 5 7 円となっております。

2 0 4 ページをお願いいたします。続いて、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費、予算現額 3, 8 6 9 万 1, 0 0 0 円に対しまして 3, 6 4 4 万 4, 2 8 1 円の支出となっております。1 項総務管理費は、職員の人件費及び事務費が主なものでございます。

2 0 6 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費といたしまして、予算現額 1 3 億 2, 2 2 7 万 4, 0 0 0 円に対しまして 1 1 億 5, 5 2 4 万 5, 5 4 3 円の支出となっております。前年度より 3. 2 % の増でございます。1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費では 9 億 8, 8 9 9 万 6, 8 2 0 円の支出で、前年度より約 2, 4 7 0 万円の増となっております。

2 0 8 ページをお願いいたします。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費では 1 億 5, 0 4 9 万 3, 9 1 3 円の支出で、前年度より約 1, 0 0 0 万円の増となっております。

2 1 0 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金といたしまして 4 億 5, 6 7 5 万 2, 6 7 8 円の支出となっております。前年度より約 1, 7 0 0 万円の減となっておりますが、2 項後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者数の増に伴い、約 1 0 6 万円の増となっております。

2 1 2 ページをお願いいたします。

6 款保健事業費では 1, 6 0 5 万 1, 3 0 1 円の支出となっております。保健事業に係る人件費及び特定健康診査の委託料が主なものでございます。

2 1 8 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額１８億４，３８８万５，０００円を計上しておりますが、補正で２，０８５万４，０００円の増額をお認めいただき、予算現額１８億６，４７３万９，０００円に対しまして、支出済額は１６億６，６９８万６，５８１円、不用額は１億９，７７５万２，４１９円となっております。以上で、歳出の説明とさせていただきます。

２２０ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１６億８，５８９万８，９９５円、歳出総額１６億６，６９８万６，５８１円、歳入歳出差引額１，８９１万２，４１４円、実質収支額も同額となっております。

以上で、議案第３号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第３号を採決します。

お諮りします。議案第３号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号については、原案のとおり認定することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、明日１２日、午前１０時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行います。ありがとうございました。

午後２時２２分 散会

